

平成19年度 第6回長野県公共事業評価監視委員会

日 時 平成20年3月14日(金)

10:00から14:30

場 所 県庁西庁舎 災害対策本部室

1. 開 会

事務局(赤羽主任専門指導員)

ただいまより、平成19年度第6回長野県公共事業評価監視委員会を開催いたします。私は本日の進行の方を務めさせていただきます技術管理室の赤羽敏雄と申します。よろしく願いをいたします。

それでは初めに、公共事業評価監視委員会の委員長でございます福田様よりごあいさつをお願いいたします。

2. あいさつ

福田委員長

今日は早い時間からどうもありがとうございます。前回、2月19日に意見書がまとまりまして、その日のうちに無事に提出を終えましたことをご報告いたしたいと思います。

今日は浅川ダムについて、朝10時から夕方までということで詰めて、提言のまとめということで審議を図ってまいりたいと思いますので、またご意見いろいろ、ご議論の方、よろしく願いいたします。

事務局(赤羽主任専門指導員)

ありがとうございました。なお、本日は清水委員、それから松岡委員、柳澤委員がご都合により欠席されるとのご連絡をいただいております。また青山委員、中村委員におかれましては、午後からの出席ということで連絡をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは福田委員長、よろしく願いをいたします。

3. 議 事

(1) 浅川ダムについて

福田委員長

早速ですが、意見に入りたいと思うんですけれども、たたき台をまとめてくださって、今それをコピーしていただいているので、もう少しお待ちください。

それで議事録の署名委員ですけれども、大体皆さん一巡、最後まで終わったので最初に戻りまして、石澤先生と岡本先生、順番でちょっとお願いできますでしょうか、議事録署名委員の方をよろしくお願いいたします。そうですね、午後からいらっしゃらなくなるから、梶山先生も2時半でご退席ですから、では塩原さんよろしいですか、よろしくお願いいたします。

それで資料の確認させてください。今、総論の方を配っているんですけれども、順番に届きまして、7名の方から各論というか個人意見が出ています。それで2、3名の方はちょっと間に合わなかったんで後日ということになりますので、今日、一つは総論というか、これ委員会としてまとめるというのを午前中から詰めまして、2番目としては個人の各論、これについては、皆さんが互いに赤を入れ合うという話ではないので、様式とかフォーマットとか、その入れる順序とかを、議論できたらと思います。3つ目として提出の仕方という形で、いつどういう形でだれがというのも含めて議論すると。その3点になるかなと思うんですけれども、確認をください。

個人意見としては、これは名簿順でとりあえずまとめています、内容ということではなくて。まず青山先生ですね。2枚目、お名前が書いてないんですけれども、これ石澤先生です。3番目内山さん、一応2枚ということだったんですけれども、内山さんがこれを提出されたのが1月10日で、ご自身がこれでという形なので、この件について5枚で。原則として3枚ということなんですけれども、どうするかということについても今日お願います。それで、梶山先生です。それで塩原さん、田口さん、そして私という形です。あと2、3名の方が遅れてということで、今日フォーマットとか決めまして、構成ですか、構成というのは並べる順序とか、大体のルールが決まりましたところで、まとめて

という形になるかと思えます。

それでは、今、「総論」を打ち出しているんですね。では先に提出の仕方の方とか話し合っただけよろしいでしょうか。皆さんがいらっしゃることもあるので、各論の出し方、編集の仕方、提出をだれがどういう形で、3月で委員会を一応終えるわけですけれども、あと公表とかも含めてですね。そこを先に話し合っただらと思うんですけれども。何かそれについてのご意見とかはございますか。多分もう一回とか、3月中、過半数集まるのはかなり不可能だと思うので。あと2週間という中で、まとめたり、編集したりというのが精いっぱいだと思うんですね。だれがどう出しに来たらとか、何かございますか。あとはどう公表なりしていくかということも含めてですけれども。

梶山委員

僕の意見では今日議論して、それぞれ個人のあれですけれども、議論があつてここを直すという話にはならないと思うんですが。いずれにしても書き直しをしたいとか、そういう点は当然出てくるかと思えますね、話の中で。だからそれを最終的にまとめたものをこれとじるしかないと思うんですが、個人意見については。だからそれを、期限を今日決めていただければそれはそれで済んでしまう話じゃないですか。

総論の方は保母先生のレジュメを拝見して、今日これから配られるんですね。

福田委員長

はい、そうです。

梶山委員

その議論次第だと思っておりますけれども。今日、議論がまとまれば割とすんなりいくと思えますが、だれがまとめるかという。

福田委員長

そうですね。提出は、では例えば年度内に私の方で来て提出をさせていただくということになると、それでよろしいですか。それとも何人かで提出してご

説明とか、いろいろやり方はあると思うんですけども。あと、前回はそうでしたけれども、そのあと多分、記者さんの質問を受けたりとかすることもあるかもしれないですし。

梶山委員

要するにこれ、県のホームページに載るんですか。

福田委員長

はい。

梶山委員

個人意見の扱いも同じと見ていいんですか・・・

福田委員長

そうです。

梶山委員

その辺の議論は必要ないんですか。

福田委員長

委員会で載せてということであれば、一応個人意見も載せていただくことになっています。

梶山委員

PDFですか。手書きの方もいらっしゃるし・・・

福田委員長

はい。PDFという形になりますでしょうか。

平松委員

公表の話なんですけれども、それは今日この場で決めればよいと思います。いろいろな公表の方法があると思うんですけれども、今まで県の説明を聞いてみると、ホームページに載せますよということだったんですが、それだけにとどまらずに、この中にも記者クラブがありますから、そこに投げ込んで、それで合同記者会見と、そこまでいくかどうかは別として。そういう形でやるのかというのをこの場で決めてしまえば、それでいいんじゃないですか。

福田委員長

そうですね、はい。どういたしましょう、そういった件で。

委員会としてまとまったということで提言という形であるんですけれども、私も一番最後、「県民の皆様へ問う」という形でまとめたんですね。やはりこれは、委員会と県だけの間でという話でもないですし、この一番最後の2ページ目のところにも、マスコミの話も書いているんですけれども。

いろいろな意味で世の中に投げ問うていかなければいけないかなというのもあったんですけれども。そういうことも含めて、今の平松先生のご意見、記者クラブに投げるとか、何人かでその対応に答えるとかという、それはどうしたら、どう考えたらいいでしょうか。

岡本委員

これ、委員長の裁量でお進めいただければよいと思うんですが。基本的にやる方向で、委員長ご自身はやる意思があたりだし、あと同席なされる方もいらっしゃるでしょうから、そのあたりは委員長に一任で。いずれにしても、県としてもホームページに全文が出るものを記者発表してはいけないとかどうかということはあるから、ここは事務的な話として、委員長一任したいと思います。

福田委員長

わかりました。ではそれはまた終わるころ、何人かとか、出られる方とか、調整しまして、時期とかも日にちとかによっては、また皆様のご予定もあり

ますから、メールで流して数人でやるとか、いろいろ相談させていただいて決めたいと思います。

平松委員

あと、その記者クラブ云々は、私も委員長裁量でOKだと思うんですが。そのときにどこまで公表するかというか、説明するかということが出てくると思うんですよ。この委員会の中で公式にまとめたものは、当然公表していただかなければならないんですが、個別意見まで説明するかどうかを決めておいた方が。というのは、詳しく見ていくと、やはりそれぞれ個人の思いがかなり入っていますので、これはちょっと厳しいなというのもありますのでね。

福田委員長

わかりました。重要なお意見だと思うんですけども。総論として発表して、個別はもうホームページ参照でとか、その言い方ぐらいでという形で投げるといふのはいかがでしょうか。それでよろしいでしょうか。私も、例えばやるとしても、これを全部それぞれの立場でできませんから、あとはホームページに載っているのという形でよろしいですか。総論についてはご説明すると。

高木委員

よろしいですか、私も平松委員さんと、今、委員長さんがおっしゃったような形で、基本的な部分だけは委員長さんから記者発表等していただいて、あともし個別意見で発表される希望があれば、その方は個別意見として記者会見していただければいいと思います。

福田委員長

個別にですね。

高木委員

はい、個別にですね。

福田委員長

個別にですね、わかりました。個別でもっと言いたい方は、そのときに重ねるといふか、また別にちょっとやっていただければなということで・・・

梶山委員

よろしいですか、もちろん個別に記者会見をやるのはこれまさに自由で、それをいけないという意見は全くないと思うんですが。全体の記者会見をするときに、二重手間になるから、そのときに出席して一緒に自分の個人意見を言いたいという人は、やっぱり一緒にやってしまった方がいいんじゃないでしょうか。

福田委員長

わかりました。そういう形でよろしいですか。個別・・・

石澤委員

その場合なんですが、総論と個別はきちんと分けた方が・・・

福田委員長

分けて、もちろんです。

梶山委員

それは当然そうですね。

福田委員長

ここはもう総論だけ、ここから先はもう個別でということで、しっかり形でやらせていただくということで。日にちは、県の予定もありますけれども、日程調整して、メールとかでやりとりして、一緒にご同席いただく方を確認する。

今は、皆様決められないと思うので、後日決めたいと思います。総論におつき合いいただける方。そしてまた各論で、個人の意見として述べたい方という形で決めたいと思います。

事務局の方も、逆にいえば、今、日程ある程度、出たいとかはっきりされている方は今、聞いてしまって、日程を決めてしまった方がいいですかね。

あとでまた日程調整というのはすごく大変になるので。

石澤委員

まず委員長が出なければ始まらないので、委員長の日程を皆さんにお知らせいただいて、それで調整されればいいんじゃないですか。

福田委員長

事務局の方もありますけれども、私が年度末あいているのが、27日、28日、31日しかないんです。あとはちょっと、ちょうど月末ということなんで、時間的にもこれ直したりとか編集したりというのがあると思うんですけれども。27日、28日、31日だったら調整できます。

梶山委員

僕はそれ全部ふさがっている。僕は全部ふさがっているんです。

福田委員長

だめですか、梶山さん。

梶山委員

でもそれはいいです。委員長の都合で決めてください。

保母委員

そのために長野まで来るのではね。

いや、だからそのあたりは、委員長が見られて示されたらいいんじゃないですか。だから委員長の一番都合のいいときで、方法としては、岡本先生が言われた一任ということでやられたらいいんじゃないですか。

福田委員長

わかりました。

保母委員

その場で個人の意見を一人一人が出すということではないので、それは委員長を中心に何人かのところで、地元の方もおられますし、ということで、最大限私たちも努力するという約束でいいんじゃないですかね。

福田委員長

わかりました。では今のところ、事務局と日程とかも決めて、どういう形でのこののを、ちょっと提出したいということで決めるんですけども、27日、28日、31日のいずれかになると思います。メールで流して、それでご出席だということであれば、私の方にまた連絡をいただいてという形でやらせていただくと。私も皆様に結果をご報告するという形でとらせていただきたいと思います。ではそこは最初にちょっと決めたいんですけども、そのような形で提出の仕方とそれまでの作業という形でいきたいと思います。

それで総論はまだ来てないですよ。だったら次に、では逆から各論のまとめ方と言いますか・・・

梶山委員

いえ、総論、来ています。

福田委員長

わかりました。ではこちらの方から先に詰めたいと思います。では保母先生、梶山先生にお願いして、かなり・・・

梶山委員

これは僕は関係ないんです。これは全く関係ないんです。

福田委員長

案をつくっていただいたんですけれども、まずはご説明というか、よろしく
お願いいたします。

保母委員

岡本先生、もう30分ぐらいで帰られますか。

岡本委員

いや、まだ。

福田委員長

11時半までという・・・

岡本委員

ぎりぎりで、いいんじゃないですか。小1時間ありますから。

保母委員

いや、岡本先生の意見を聞かなければ、専門家だから。そうしましたら、私
の方から要点をちょっと話したいと思えますけれども。

前の会議以降に福田委員長の方から、どういう項目で、というのがまいりま
した。特に技術論と言いましょか、ダムの事業計画そのものをどこまで細か
くやるのか、この委員会として、残念ながらそこまで突っ込めなかったことも
ありますので、そのあたりはあまり書くことができないだろうということで、
特にこの3項目だと思いますけれども。

1つは、「国の法制度に乗って進められている浅川事業の妥当性について」と、
ここからちょっと説明していきますけれども。この1の1の(1)は、これは
最近のこの半年ぐらいの議論の中で明らかになったんですけれども。正式に浅
川ダムというのは中止されていなかったという問題と、それから2つ目には、
治水専用ダム、穴あきダムですね、として再開された浅川ダム計画と。これは
昨年の2月8日の公表以来のことです。もうちょっと説明をした方がいいです

ね、もうちょっとしていきましょか。

治水専用ダムと河川改修により、治水安全度100分の1、基本高水毎秒450立米に対応することとしてということとなされてきました。このあたりは経過の問題です。それで、ここでの何度か繰り返しの議論がありましたけれども、2ページ目、ページが書いてないので下でも上でもそれぞれ書いておいていただいた方があとの議論がしやすいと思います。この2ページ目のところの2ですけれども、「学識経験者の委員会を開けば、評価監視委員会の審議は不要か」ということです。このことは何度かここで話された点です。

1つは、根拠は、「国が策定した根拠手法」、これを準用すると、県が準用するということでありました。県の方は治水専門ダム、いわゆる穴あきダムについて、これを監視委員会には報告事項で済ませて、審議事項にしなかったと、これは事実の問題です。県がそのような取り扱いに、これした根拠は、県がみずから定めた「長野県公共事業再評価実施要綱」の第7に、「再評価の評価手法は、国が策定した評価手法を・・・

福田委員長

ちょっと待ってください、すみません。報道の方にこれは配られていないということで、これを配付してほしいということなんですけど、これどうしましょう、委員の皆さんに諮って、保母先生、渡してよろしいですか。

梶山委員

終わったあと回収すればいいんじゃないですか。どうせこれ案だから。

福田委員長

終わったあと回収。ではそういう形で・・・

梶山委員

このまま確定版で出してしまうと・・・

福田委員長

確定で出ると困るので。では事務局、ちょっと対応していただけますか。終わって回収という。すみません、話をとめてしまいました。

保母委員

県がそのような取り扱いをなされた根拠ですけれども、それは県で定められている「長野県公共事業再評価実施要綱」、これの第7に「再評価の評価手法は、国が策定した評価手法を準用する」という規定がある、ここです。そこで、国が策定した評価手法というのはどういうものかということ、これは国土交通省の再評価実施要領、第4の1の(4)でなされておまして、そこにこういうことが書かれているんですね。「河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続が行われたものとして位置づけるものとする」と、これが要するに専門家の委員会をやれば再評価なされたものと。したがってその中でいえば、監視委員会を開かなくてもいいと、こういうことなんです。これが根拠になっていると。

そこで(2)のところですが、国と長野県との「再評価の視点」「評価項目」の差。これがあるわけで、それは無視し得るかどうかということです。これは今までここで議論されてなかったんですけれども、こういう形で整理したらどうかと思っております。

それは、第一に、国と長野県との「再評価の視点」「評価項目」の差の部分ですね、これが再評価されないことになってしまうと。要するに県の方はより多くの項目、多くの視点で再評価をすると。これは再評価委員会で、数年前にこの委員会で決めたわけですね。ですけれども、国土交通省の評価の視点、評価の項目というのは、非常に限られております。そうすると、県が対象としているものから国のものを引くと、そこに不足分が出てきます。この部分はだれが評価したのかと。それが、学識経験者がそこまでやっておらなければ、この評価委員会でそのところをやはりやらざるを得ないという問題が出てくるだろうということです。

国の方としては3項目、すなわち、事業の必要性等に関する視点と、事業をめぐる社会経済情勢等の変化、事業の投資効果、事業の進捗状況、それから

に事業の進捗の見込みですね。それから には、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点と。こういう、ほかにあるかと、なければこれをやる以外にない。この3つです。

これに対して長野県の評価監視委員会では、ここでの議論が、前の委員会のときでしたか、ありまして、それはそれだけでは不十分だろうと。もう少しここにある6点、これを入れてやるべきだと。すなわち、 歴史的背景、 社会的背景、 環境に対する配慮、 地域住民に対する説明責任、 災害（人命）に対する評価、それから 財政ですね、この6つの評価項目をプラスして行うべきだと、こういうふうになったわけですね。これが、例えば今年の4つですか、再評価についても全部左側のところに各項目出されていたのは、この点です。

例えば、財政の項目などでいうと、これは国の方では費用対効果、これを中心にしてやっておりますけれども、それだけでいいかというのが、絶えずここでも出てまいりました。県の財政状況が、この中での新しい地方債の発行等を行っていくのが妥当かとか、こういうような問題について、それは河川法で定められた規定に基づいて学識経験者等の委員会でそこまでやっているかということ、おそらくやってないわけですね、そういうのが必要だと。そうすると、そこで差が出てくると。

次の3ページ目ですけれども、国の視点・評価項目は、長野県の監視委員会が定めたそれよりも、はるかに狭いということが言えると。学識経験者等からなる委員会等の審議は、国の場合には再評価を代位できるとしても、長野県では代位してはならないということになります。したがって、浅川の「治水専用ダム」について、学識経験者等からなる委員会の審議がなされていても、それをもって評価監視委員会に諮らなくてもよいという根拠にするには無理があるというのがこの点です。

それから次に、第二として(3)ですけれども、「再評価の評価方法」に国の拘束力があるのかないのかという点です。これについてはいろいろの解釈はあり得ると思いますけれども、この評価方法に国の拘束力はどうなっているかということ、それは国土交通省のこの実施要領に書かれている目的をおそらくおろそかにしてはいけなと。要するに公共事業の効率性、実施過程の透明性、こ

れを向上させるという目的のためにやられているわけで、そのところをいささかもおろそかにしないようなことが必要だというぐらいの拘束力はあるとしても、それ以外のことをやってはいけないということには、地方がならないのではないかと。

「国が策定した評価手法を準用する」という規定は、国の法律ではなく、県のつくった要綱である。県のつくった要綱であれば、県でこれを変える、変更すること等は立法論としては可能であると。また、内容的に見ても、公共事業の再評価手法が全国一律でなければならぬ理由は見当たらない。むしろ地方分権の時代であり、国民の身近なところで、地域の実態を適切に反映して再評価がなされることの方が望ましいということが言えるだろうと。

しかも、再評価の実効性を低めるというのであれば問題ですけれども、そうではなくて、評価監視委員会に諮って、国と地方の、先ほど言ったその差の部分ですね、これに関する評価を補足して、再評価の充実を図ろうということであるから、国としても何ら支障はないはずである。地方分権の時代には、そのような姿勢と努力が地方公共団体に求められているのである。要は長野県が地方自治の必要性と重要性、そして権限をどのように考えるかと、こういうことに尽きるのではないかと。

以上のことから、国と地方の差の部分に関する評価監視委員会の役割は、現在の段階で果たされていないと。改めて評価監視委員会で評価を行う必要性がここにあるのではないかとということです。

それから(4)ですけれども、評価監視委員会を“蚊帳の外”において、県民の理解と合意を得ることができるかという点です。この浅川ダムについては、旧計画推進の時代から中止の決定まで、評価監視委員会において審議してきました。中止をやめて「治水専用ダム(いわゆる穴あきダム)」を計画すると、この段階で、評価監視委員会の方が何も知らなかったと。報告はいただいたんですけども、何も相談を受けなかったといったことでは、おそらくこの委員会とその委員の存在意義が問われることになるであろうと。

仮に、先ほどの学識経験者等からなる専門の委員会が、これが審議したとしても、評価監視委員会の「審議」は不要だという論理が通るとしても、おかしいですか、この文章。評価監視委員会が全く「検討」もしなかったでは、社会

の常識からしても、県民の理解を得ることは難しいであろうと。より前向きに言えば、県が県民の理解と合意を得て事業を進めるというのであれば、いわゆる「穴あきダム」案について、積極的に評価監視委員会の「審議」なり「検討」、審議と検討はちょっと違うと思いますけれども、「検討」に載せるべきであるのではないかということです。

大きな2番目として特にこの問題、長野県の状況を見ておきまして、県民の理解と合意形成のための方法の問題について、やはり言うておく必要があるだろうというのが大きな2番目です。その1つは、県民への説明責任はどう果たされているかと。法に定められた手続について、これについていろいろ公聴会を開く、住民からの意見聴取、学識経験者からの意見聴取、それからいわゆる案が決まったあとに、関係市町村長の意見聴取。こういうことがやられてきてはあります。これは、河川法第16条2、この中で定められておること、それ自体はやられてきているということにはなります。

ただ、「付言すれば」と書いておきましたけれども、明治の段階でつくられた河川法、旧河川法、それがこの10年、20年の間の、特に河川の環境をめぐる大きな問題が各地で頻発してきまして、新しい河川法に移行してきました。その中での変化、この旧から新への変化の中心的なところは何かということ、旧河川法に欠けていた環境保護・保全という視点と関係住民の意見の反映あるいは住民の参加と、こういうの制度的な欠落、これが、明治の法律ですからいろいろこれありまして、そのところを直していくというところが、この2つが中心だったと思います。したがって、具体的な河川改修やダム建設事業の評価に当たっては、この改正の精神を十分に反映すると、こういうことが求められているということです。

そこで、政策形成における住民や学識経験者の参加の問題と。これは前回の委員会のときに議論がなされた点を私なりにちょっと整理してみたんですけども、整理になったかどうか。要するに県のスケジュールとして出されているこれを見ますと、まず「原案」があって、これは県が決めた「原案」です。そのあとに公聴会、意見聴取等がなされていて、「原案」がそのあとに「案」になると。そしてそのあとに国へ認可の申請がなされると、こういうことになるわけですけども。そこで2月8日の段階で公表された方針、ここに書いてあり

ますけれども、今後の予定では「方針」、これが、2月8日に出したのが「方針」だと、そしてそれが「原案」になって、住民、学識経験者、市町村長の意見を聞いて、そのあとに河川整備計画申請と、こういうスケジュールにそこではなっております。「案」の予定は、要するに河川整備計画の「案」、これをどこに入れるかということは、その段階では、2月8日の段階のところで見ても書かれていないようです。

また「浅川治水対策の検討経過」、これによりますと、「信濃川水系 長野圏域河川整備計画（浅川）」（原案）の公表が4月18日になされております。それ以降に一連の公聴会や意見聴取等がなされていきます。要するに「原案」が4月の段階に出されて、それ以降いろいろのこういう公聴会とかがなされて、ところがその中にいつ「案」をつくったのかと、「原案」が「案」に変わったかということは触れられておらずに、いきなり国への認可申請と、こういうふうになっております。

この手続の過程に関して、評価監視委員会においては、「原案」作成の前に、関係住民の公聴会等々、これがなされるべきではなかったかということが出されております。おそらく県のこの事業の進め方として、いわゆる「案」というものよりもその前の「原案」、これをいつ完成させていくのかということの方がむしろ重要なウエイトがあつて。したがって「原案」をいつつくったのかというのが、かなりどれにも書かれているんですけども、それがいつ成案になったのかということとは出されてないという経過をたどっているだろうと。そうすると、ここでの議論があつたように、その「原案」を住民や専門家、学識経験者等ですね、この意見を聞いて、その「原案」をまとめて、それをさらに公聴会等で一定の手直しをするというようなことの方が、むしろその意見反映としては妥当ではないだろうか。どちらでなければならぬとか、どちらであつてはだめだとかということは、法律やその他では書かれてないとは思いますがけれども。実体論からすると、おそらく「原案」の前に、十分そういう手続がなされるということではないだろうか。

それから、求められる住民の合意形成とは何かということで、住民の疑問や意見の反映方法はどうか。関係住民の意見や学識経験者の科学的知見を、どの段階で聴取するかは、政策形成における住民や学識経験者の参加の位置づけ

にかかわってくるということで、次のページですけれども、ちなみに2月8日公表の記述のところですので、この「整備計画の方針」の「おわりに」のところからこういうことが出ております。「今回は、河川整備計画の認可に向けての見通しが立ったことから」と、要するに方針のところから既に認可に向けての見通しが立ったということが書かれておまして、そのことから「その骨子について発表しました」と。いわゆるその決意表明的な、所信表明的なものよりもさらに一歩進んでおるんですね。その骨子をまず発表すると。そうした上で、「治水専用ダムや排水機場の増強の諸元、詳細につきましては、引き続き関東地方整備局・国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所等からのご助言をいただきながら、河川整備計画の「原案」として公表する予定です」、これが4月の段階に原案としてあとで出されてきますね。

そこで「骨子」と述べられているのは、これはこのときに出された「方針」のことだと思いますけれども。「原案」というのは、この国土交通省に近い専門機関、ここの助言を得て作成されると、こういうことになっていたんですね。だから原案の作成、4月の段階で公表された「原案」の作成のときには、県民あるいは学識経験者の意見というよりも、むしろそのダム等事業をかなり専門的に扱っている、そういう国の国土交通省の近辺にいる、こういうところからの助言、これが大きな力を持ってかなり完成されてしまっているということが言えるのではないかと思います。

このようにしてでき上がった「原案」のあとに行われる公聴会等々、それと「原案」の前にその公聴会等行うという、どちらが本当に住民等の意見を反映するかということになれば、これは明らかであろうということですね。この文書、2月8日の文書を見ますと、しかも「今後は、一日も早く河川整備計画の認可を得て・・・」ということが書かれております。相当急いだ期限を設定された中でこの作業、住民の意見聴取等を行っていくと。いよいよ「原案」を中心としながら、その最小限の修正にとどめるということにならざるを得ないということは、想像されるということに思います。

法的手続を形式的にこなすだけでない説明責任は、どうあるべきかと。この点について、形式的に、先ほど言ったように全部、公聴会も、あるいはその学識経験者の意見聴取もその他も全部やられております。しかし、形式的にそれ

をやったから、これで問題ないということは言えるかということ、これは地方自治体でありますから、最大限住民の意見がくみ上げられて、あるいは疑問が解決されていくと、こういうことに努力をするべきであると。したがって、形式だけの問題ではなしに、民意が本当に反映されるようにするためにはどうしたらいいかということ、やはり考えておく必要があるだろうと。いわゆる「穴あきダム」についてはどうであったか。今日まで民意を十分に反映させることになっていたのかどうか、ということは、今回の浅川のこの事業の評価にとどまらず、これから長野県がさまざまな事業を進めていかれる上で、非常に重要な点であるから、そこから教訓をしっかりとくんでおく必要があるだろうということをおもいます。

この説明責任は、おざなりな対応では真にそれを果たすことができない。評価監視委員会が出された利根川の事例、これは岡本委員の方から出されましたけれども、これが正確かどうか岡本先生にチェックしてもらいたいんですが。私が議事録等から見る限りちょっと圧縮してみますと、利根川の事例では、事業主体側に、短期間にその事業を推進したいという意向があったとしても、世論的な盛り上がりが出てきて、あらゆる質問や意見を受け付けましょうということになったわけで。質問や意見の多くは、その公聴会とか有識者の委員会です、この中から出てきたのではなくて、一般世論の盛り上がり、その中から出てきていると。合計1,100件ぐらいの質問と意見、これが寄せられて、そのすべてに答えていくというためには時間が必要で、そのために専門家の委員会等を延ばしてこの公聴活動を丁寧に行っている。要するに1件1件に答えている、こういうことまでやっている。

浅川の場合はこれはどうかということ、いわゆる「穴あきダム」計画が浮上してからはどうなってきたかということ、それ以前のダム「中止」の場合にはどうかと、それ以前もどうかと、あるいは穴あきの場合もどうかと。こういうことについてどう、そういう住民の提案や疑問、質問に対して広報活動、あるいは説明責任、これをどのように果たしてきたのか。あるいは果たしていなかったのかと。ではそれはどうしてなのかというようなことを整理しておく必要が、あとのためにも必要だろうと。浅川だけでなしに、それ以降のさまざまな分野についてのためにもですね。

このようなその反省と総括の中から、新河川法が求めている関係住民の意見反映なり住民参加を尊重した、長野県の公共事業のあり方が生れてくるであろうということです。

最後に、いわゆる「穴あきダム事業」の検討課題と新しい理念ということで入れておきましたのは、6つケースの整備計画案の比較は大丈夫だろうかという点です。これは2月7日の治水・利水対策推進会議、ここで、6つの整備計画案が、0と1から5までですね、だから合計6つですけれども、6つの整備計画案を比較しております、それで治水専用ダムが総合評価で勝っているとの結論を出しております。その際に使われた比較項目は、「経済性」、「効率性」、「確実性」、「環境への配慮」の4項目であると。

そして、土砂・流木の影響とこの事業の「確実性」ということについてです。これは前回、石澤委員の方等からも出された点ですね。これはそのときの資料ですね、これで見ますと、6つ並べてある表ですね。「治水専用ダム」の「確実性」欄には、「必要な対策を講ずれば、土砂・流木の影響を考慮しても問題ない」と、こういうふうに書かれております。この「必要な対策を講ずれば・・・問題ない」と、これは当たり前なこと。しかし問題は、「必要な対策」とは何なのか、その方法と規模あるいはコスト、あるいは必要な対策が打てるかどうかという問題ですね。この問題がどこまで検討されているかと。

この点にかかわって、第10回浅川流域協議会（平成16年9月27日）この資料の中には、河道内遊水地の課題として、「土砂、流木等に対する閉塞対策として、上流に透過型砂防ダム、流木止め等を設置する必要がある」と、こういうふうに書かれております。これコンサルのやつですかね、そういうふうに書かれております。そして、この上流には地すべり地帯があると。流出土砂量と流木量は予測できるのか、これはなかなか難しい問題があるとは思いますが。そうすると、対策をどこまで打てるのかというようなこともさまざま問題としてはあるだろうと思います。砂防ダムや流木止めを設置することによって、技術的に閉塞が防げるかがまず問題であると。逆にこれを防げるだけの砂防ダムや流木止めの規模、それから事業費、これがどうなるかということにかかわってきます。もう完全に必要な対策を打つということであるから、必要なだけ十分に、あるいは十二分にやったらすれば、そうすると、これは予算の問題にも

かかわってきます。すなわち「経済性」の評価で、この「穴あきダム」が一番いいということになっておりますけれども、そこにプラスアルファとなっておりますね、そのアルファ分がどこまで増えるかという問題になってきますので、「経済性」の比較、評価にもかかわってきます。

それから、今のところで のところですね。その資料に書かれているのは、貯水池斜面上に沈降して堆積する土砂の掘削除去、それが大体毎年なり10年サイクルですね、これが必要になるというふうに書かれております。これは、要するに毎年その維持管理に出さなければいけないお金になってきまして、かなりこの問題もいわゆる事業費、建設費の「経済性」というだけではない問題がもっと考えられなければいけないという問題も出てきます。

それから2番目に、いわゆる河道内での対策の問題、これは国土交通省河川局、ここでの、専門のところですが。それ以外のところも、例えば森林の保水機能の問題とか、あるいは水田の問題とか、さまざまありますよね。これらを活用しようというのがダム中止の、前の知事のと時の議論だったと思えますけれども。それは定性的であって定量的ではないというところから、これが外されていきますよね。外されていくと、確かにそれは定性的にはそう言えるとしても、定量的に治水計画に組み込めるかということ、なかなか難しい点がありますけれども。かといって、そこを外してしまっただけだと、新しいダムなり治水のあり方ということが、それが開発されていくかということ、それは非常に難しくなります。

その意味では、これも前に議論があった点ですが。やはりこの水田の貯留、これは国の方からの意見で、これを組み込むのをやめたということが出ておりますけれども。もう少し新しい哲学、新しい手法、これが、一番最後の行ですが。検討されなければならないだろうと。

技術的な問題ではいろいろ、100分の1、50分の1とか、さまざまな問題がありますけれども。ここでそれらを1年間、あるいは2年間議論してきたわけじゃないので、どこまでこれを書き込むのか、むしろそのあたりは個別意見で出した方がいいんじゃないかというあたりにしておきました。

短時間で、なかなかまとめられなくて申しわけございません。たたいてください。

福田委員長

どうもありがとうございます。お疲れさまでございました。とてもわかりやすかったんですけども。ご意見、特に11時半にご退席される岡本先生から、ではお願いいたします。平松先生もですね、早目をお願いいたします。

岡本委員

ではご指名でございますので、保母さんから専門家としてと、私は特に専門家というわけではないんですが、大変ご苦労さまでしたということをもまず申し上げて。

まず「原案」「案」というような、述語上の問題があるんですが、これはなかなか難しいところがあって、とにかくあらゆるものを「案」と言わざるを得ない。ところが法律上でいうところの「案」とか方針、例えばここで何とかの方針っていう県の文言がありますけれども、これ、河川法の世界だと河川整備基本方針のことになってしまったり、これはもう最上位の大変な計画になるし、ここで言っているのは、単なる行政施策としての知事の方針というような意味で使われるから、あまりその「案」とか「原案」とか呼び名にこだわっての議論はあまり生産的ではないと思います。

ただ、保母先生がおっしゃる、その「案」をつくる前にもう少し徹底的な公聴会的というか、住民意見の集約をやってはどうかということがあります。この点についてちょっとご紹介しますと、現在は県なり整備局当局が河川整備計画を、有識者であれ何であれ公聴会であれ、かける原案というのは内部でまず作成します。その際にももちろんコンサルを活用することもあるし、もちろん県の職員の方々がいろいろなところの流域団体等とも接触がありますから、その意見を当然反映されるというようなことはなされていると思います。

そうではなくて、全く河川整備基本計画を議論する前に、いわゆる徹底的な公聴会的住民意見の集約をやるうというのをやった例が2例ございまして、一つは熊本県。これ、今回の知事に立候補しておりますけれども、県の職員だったある方が肝いりで、おそらくもう100回オーダーの住民集会というのを大々的にやりました。ただ、専門家として一言申し上げると、確かにいろいろ世論喚起とか、いろいろな意見の集約という点ではよかったですけど、ただそれが最

終的な河川整備計画というごく技術的な問題に対して、果たしてどれだけ有効であったかという点はまた難しいところがあるし、特にこの点も住民集会なんかで私ども一番、今回の利根川をやっていても思うんですけれども、住民の方々は、まさに住民の全人格的見地から話されます。ところが河川法、あるいは国土交通省河川局のなし得る部分というのは、本当にごく一部に過ぎない。

例えば利根川でも起こりましたけれども、水質をもっときれいにしてくれと、これ当然の要求なんです。河川事業の中では水質改善は行い得ません。なぜならば、まず水質規制は環境省の水質汚濁法に基づく規制行政があります。これは排水規制をかけていきます。積極的な改善策は下水道法に基づく下水道事業、これが一番有力なんです。これは下水道事業であって、河川整備計画の中でこのような下水道事業を行うというようなことをうたうわけにいきませんというような制約があります。生態系に至ってはなおさらいろいろな問題が生じます。そのあたり、確かに住民意見の集約、住民意見を徹底的に、ということは非常に重要ですが、そのあたりはかなり、具体的な整備計画、あるいは監視委員会の議論でもそうですけれども、一般論からさらに具体的な事業について、あるいは具体的な現下官庁のある事業について行うときには、そのようななかなか難しい問題があるということだけ申し上げておきます。

それから1点だけご修正願いたいのは、利根川では、昨年12月ですか、有識者をやりまして、実際、年明けですぐやる予定でいたのが、延び延びになっているのは、ここにご紹介申し上げた、これは、私、個人的に知っておる情報で、あまり表にされている情報ではないので、この形で書かれるのはちょっと困る面もあるんですが。実際にこれは悪いことじゃないので構いませんが、利根川の方はどうなったかという、まず河川有識者会議を立ち上げまして、それでこれも実は読みようによるんですけれども、河川法に書かれている有識者会議と公聴会との関係というのは、大体有識者会議をやって、一応有識者がたたいた原案を今度は公聴会にかけて、さらに一般民衆の意見を集約して、県が素案をつくって県知事に投げるといふ、大体、本来は暗黙に有識者会議で、まず県の当局のつくった原案をまず固めてもらってそれを、ということだったようですが。ただ、あそこではそうではなくて並行になりました。つまり有識者会議もやるし、公聴会も同時並行でやりました。それはそれで意味があるし、長所

も短所もございます。

その結果を受けて、いざ原案を修正したものを手直しを出そうという段階になって、結局公聴会というような形で意見具申のできなかった方々、あるいはその後いろいろなお気づきの方、あるいはもう全く、いろいろな運動体がありますから、この運動体からの質問が、仄聞することでは1,100件寄せられたそうです。そうすると、ここのところちょっと違うのは、住民に対する公聴活動を丁寧に行っているわけではなくて、これは住民の方からどんどん1,100件の疑問が投げかけられたということです。ただ、関東地方整備局といたしましては、これに対する返答を用意しないで出した案を有識者会議に提示するわけにはいきませんので、そのつぶさに1,100件の質問についての答えを、これを一々1対1対応でそのご本人に説明したのではなくて、そういうことを盛り込むべく、今、努力していると。ですから、個別に質疑があった方に応答していることはございません。それは事務的にも到底なかなかし得ることではないし。

ただ、正直申し上げて、私も一部、1,100件のうちの何百件か見ましたけれども、結局平行線で何とも返答のしようがないだろうと、第三者として思うような質問もありますので、応答というのは必ず投げかけた側に満足のいくような答えが得られるということは意味しません、ということ。

それから、今、申し上げました有識者会議にかける前、つまり河川整備計画の具体的な議論を始める前に徹底した議論をやった例、2件あると申し上げましたが、1件は熊本県、球磨川という川ですね。問題になったのは、球磨川支流の川辺川という川の川辺川ダムという。これ五木の子守唄の五木村を水没させるダムなんです。これがもう争点で、事後、順序は狂いますけれども、整備基本方針は、潮谷知事の反対批判にもかかわらず一応通りました。で、基本方針は終わって、現在、整備計画の有識者会議を進行中と。同時並行して公聴会もやっておるというのが当段階で、これはちなみに、潮谷知事はもう当初から現在に至るまでなお反対の立場を崩されておりませんが、整備基本方針の委員であられたけれども、もうこれは委員会で、どういう議事運営をなされたか知りませんが、委員会としてはそれを通しました。ですから、基本方針は確定しました。そして、今、整備計画に入っています。現在、今度は5人かな、潮谷さんが来年立候補しないと宣言されたもので、今は確か選挙、立候補して間

もなく選挙が行われるはずですが、これには、一番大きな争点はそのダムの可否ということが拳がって、5人ぐらいの候補がやっておりますということです。

それからもう1件は淀川です。これはもうご存じだと思っておりますが、淀川では、これはむしろかつて長良川河口堰の所長を務めた方が建設官におられました、事態が建設寸前のところで議論を始めても、もう両論離れ過ぎて、もう議論のしようがないという苦い経験から、たまたま近畿の地方整備局におられたときに、まず徹底的に住民意見を反映させる場をつくらうではないかということで、流域委員会という名前で何億の単位の金を投入して、これはまた金銭的に投入し過ぎとかいろいろちょっとトラブルめいたこともあったんですが。流域委員会というので、これはおそらく、正確に知りませんが、何百回というオーダーで、しかもこれにはもちろん自薦他薦のいろいろな方がおられて、もちろん本当に日本一級の専門家もおられるし、一市民という方もたくさんおられたし、その方がもう時間無制限のタイトルマッチで延々とやりました。ところがこれが、それやりましても集約はできないんですね、なかなか。そして特に今度は問題なのは、こういう言い方はあれですが、推進派と言いましょか、河川整備局サイドの意見を申し述べる方は、もうそういうところに出てくると袋だたきにされるような感じになってしまうので、出てこなくなる。そうすると、やってもやっても、何かある意味で一方的な意見が出てしまっ、というようなこともあったと思います。いずれにしましても、そういうことで徹底的に事前にやられました。

その後を申し上げますと、その後、基本方針が別途、これは公聴会も何もありませんので、社会資本整備審議会ですか、社会資本整備審議会の河川部会の中で粛々と進められて、ここは公聴会は一切ありません。有識者の会議はあります。そこで基本方針が決まりまして、それがおろされて、それに基づく整備計画の検討が始まりました。そしてそれには、現在、整備計画の有識者会議の委員長は、当の元官僚の宮本（博司）さんが整備委員会に入りまして、互選の結果、今現在、委員長をやっています。

これが、そして公聴会は彼の方針で、例えばオブザーバーも発言自由というような形でかなり流域委員会に近い形でやられておりまして、ただやはりこういう問題は行政の問題ですので、タイムリミットが実質上かかってきますから、

間もなく整備計画を最終的におまとめになるはずで。

そのところでは、そのほかの手続はもう長野県でもやられた、ほか関東整備局でも利根川でやっておる、あくまで当局の原案が出て有識者会議、公聴会でいろいろもんでらって、それを受けて最終案をつくって、これを各県知事に投げる、あるいはこの場合、県の場合でしたら市町村長に投げて、そしてご返答いただくという、その方の手続は全くどの場合も同様でございます。

そんなことで、いろいろちょっと各事情を申し上げたので混乱があるかもしれませんが、いろいろな現在やり方があるということは一つありまして。それからそれが、ではいろいろな長短があるということはあると思います。

長野県の場合について、利根川をやった経験からいうと、田口さんや内山さんからちょっと、どちらからか出たと思うんですけども。いろいろな、長野県には流域委員会とかいろいろな格好の、ちょっと名前は正確に存じ上げないんですが、流域協議会ですか、いろいろな形の住民運動、単なる個人ではなくてそういうものもあって、それぞれ意見表明してきたと。それが今回行われた公聴会の中で直接的な対応はなされていなかったというのは、やはりちょっと問題ではなかったかと。

少なくとも利根川の場合は一応、欺瞞的という言い方をする人もいるんですけども、例えばダム等の反対運動を続けてきた団体は、手を挙げて公聴会に参加を申し込んで、それに発表の機会を直接与えると。それから各地でも住民説明会を、13カ所ですか、やったんですが、その各地区のそういう運動の方々が必ず手を挙げられて意見表明。意見表明ということは、当然その場での何がしかの返答を受けるという機会をつくっておりましたので、ああいうことはやっぱり考えられていいんじゃないかと思います。以上です。

保母委員

そうすると、実効性ある住民の参加と言いましょか。このあたりは、今、模索段階で、だからこの意見の中でも、長野県の実態に合わせてやはり長野方式というか、そういうのをつくり出す努力を行政も住民もすべきだというようなこと、そんなようなニュアンスというのは必要ですよ。

岡本委員

だと思いますね。

福田委員長

今、岡本先生が言われたことで、これはあと各論の方にも出てくるんですけども、高水協議会というか、これはもうたくさん御議論されてきたというか、これについて触れなかったじゃないですかということも、田口委員からかなり出ていまして、個別でも書かれています。

今、岡本先生からも、そこがやってきたことに、そこに対してやっぱり聞いていない、取り上げなかったのはということですよ。だから、そこははっきり書かれてしまって、総論として書いて委員会の意見としてもいいのかなとは思いましたけれども。

いろいろな例があって、私もいろいろな例があると思うんですけども、長短が出るということもありますが、それはどう悪いとか、いいとかというのは、将来的にもずっと永久に結論は出ないと思うんです。私も2,300の意見をまとめたこともあるんですが。だけど、やはり「誠意を尽くしたか」という点で、この部分というのは、今、岡本先生からもご指摘があったように、委員会の意見として、私は書いてもいいのかなとは思いました。

平松委員

そこで、ちょっと注意しなければならないなと思うのは、やはり事業の規模が大きくなればなるほど、受益者というか関係住民は多くなるんですね。人が多くなるということは十人十色というか、さまざまな意見が出てくる。それで私ももし住民だとすると、やっぱり自分にとってプラスになるような意見を当然言いますよね。でも、一つ一つに対応するというのは多分不可能なんですね、それはもう皆さん承知だと思うんですが。それをいかに意見集約して、一人でも多くの人との合意形成が得られるように配慮するというのが、その有識者の委員会というよりも、こういう事業評価の監視委員会の立場なのかなというふうに思うんですね。

福田委員長

全く同感です。

平松委員

それで注意したいのが、意見を全く聞かなかったというのが問題であって、ほとんど聞かなかったというのが問題であって、すべて聞くということはちょっと書かない方がいいというか、それは不可能ですから、その辺の表現方法をちょっと注意した方がいいかなと思います。

福田委員長

それで、私も今のに似て、住民意見の反映ということ、この前、私も委員会のときに反映という言葉について言ったんですけれども。「反映しました」というのはすごく曖昧で、危険な言葉だなと思うんですね。反映はしているんですけども、今、平松先生が言ったどこら辺のというか、必ず反映はしているんですけども、それが「どの住民の？」となってくるんで、やはりこれすごく難しいです。いろいろ聞いてますが、どういったところに聞いて、やはりどういった対応をしてという中で、その誠意を尽くしたかと。あとはやっぱり政治的、行政的な判断はあるんですけども。そこに至るまでにどこまで誠意を尽くしてきて、そこに落とすに当たって「どう判断したか」というものがやっぱり見えなかったということかなと思うんです。反映したというのは、もう皆さん反映したと言うし、反映していないという人は反映していないと言うし、そこをどう伝えるかなという部分かなと思うんですね。

平松委員

だから要は真摯な態度というか、それに欠いていたという一言に尽きるんじゃないのかと思うんですね。

福田委員長

はい、ありがとうございます。大体、全員同じような意見かなと思うんですけども、そういった内容というか、言い回しですけども。

梶山委員

今、議論されているのは、その住民の意見をどう反映するかと、そういう部分ですよ。ほかの部分についてもいくつかあるんですが。

まず、今、議論になっている点からいうと、住民の意見を聞いたという格好をつくるのはこれは極めて簡単なことで、その実質化をどう図るかという。これは単に私は真摯に聞きましたとか、まじめにやりましたというだけではやはり足りないの、制度的な保障と両方必要だと思うんですね。

例えばアメリカの、これは州によって違うんですが、公聴会っていうのは、まずその主催者が、その事業者側と住民側と両方出て、それがコーディネートをするんです。いわゆるコーディネーターが実は一番大切なんで、何が争点かと、何が問題なのかという、そのテーマを絞って行って、そこでテーマで挙げられないものはまずはねていくと。その上で、いわゆる大事な争点については徹底的に、1週間でも2週間でも議論を重ねて事業者には欠席は許さないと。そういう、ある意味でつるし上げになる部分もあるかと思うんですが、それはそうならないような運営は当然大切なわけで。一つは、その制度的な保障と両方必要だろうと思うんですね。

そこに住民の意見を聞きましたというのは極めて簡単なことで、私も日本の公聴会はいくつも出ていますけれども、非常に砂をかむような、勝手に言わせておけという的なものがほとんどでありまして、ああいうものを形だけ開いてもらっても実は仕方がないという思いがしています。ですから公聴会みたいな形でも何でもいいんですが、先ほど保母先生から長野方式というお話が出ましたが、それをやはりある程度制度的なものとして考えていく必要があるだろうと思います。

ついでに、まだいくつかあるんですが、もう1点だけこの段階で申し上げておきたいんですが。保母先生の、大変ありがたく思っています。大体こういう構成で私もいいと思っているんですが。内容的に個々の項目について、いくつか申し上げたい点がありまして。とりあえず保母先生の2ページから3ページにかけて、国と長野県との「再評価の視点」「評価項目」の差は無視し得るかという問題と、それから「再評価の評価方法」に国の拘束力はあるのかと、こういうことが書かれていますけれども。

まず法的な問題からいうと、私の個別意見でも書いたんですが、地方分権一括法が2000年の4月に施行されて、そのときに地方自治法の第1条の2が改正されたわけですね。要するに、国は基本的に自治体、地方公共団体に干渉するなど、自主性と自立性を尊重しなければいけないということがはっきり書かれたわけでありまして。それから自治体は、地方公共団体は、住民の福祉の増進を本旨として、自立的、自主的にその施策をやらなくてはいけないということが明示されたわけですね。それと同時に、地方公共団体を拘束するような通達・通知というのは原則禁止されたわけですね。本当はなくなるはずだったんですが、その後、参考としては出してもよろしいという解釈がまかり通って出ているわけですが。あくまでも法令に基本方針として明示されているものは別ですけども、実施要領的に通知・通達と同じ性格を持ったものは、これはあくまでも参考以上のものではないと。むしろそれは参考以上のものとして取り上げるのは自治体としておかしいという視点が、私、必要だと思います。ですから、拘束力がないことはこれ当然で、あくまでも参考以上のものではないと、こういって考えていくべきものであるというふうに私は思います。

それからついでになんですが、最後の、保母先生が書かれた第3の項目、いわゆる「穴あきダム事業」の検討課題と新しい理念と、こう書かれています。こういう項目を入れることは私は賛成なんですが、確かにこの委員会でこういうことは実質的に何も議論していないと、個別には皆さん大変意見をお持ちだと思うんですけど。ただ、例えば穴あきダムの検討課題というのは、この単に技術的な問題だけじゃなくて、果たしてこれは効果があるのかと、外水対策として効果があるのかという前提としての大きな問題が、これはやはり書くのであれば全くこれはなおざりにできる話ではないだろうということが一つですね。

それからもう一つ、浅川については外水対策、私自身は外水対策として穴あきダムは役に立たないと思っていますが。内水対策の方がむしろ過去の被害履歴からいえば、内水対策の方がはるかに重要なはずで。その場合に排水ポンプの能力アップというのは、これは千曲川が増水している場合には千曲川に基本的に排水できないわけですから、内水対策として極めて疑問があると。ポンプアップ、ポンプの。これは、浅川だけが増水して千曲川が増水しないという場合には有効なわけですが、そういう場合はあんまり想定されないわけで。そう

という意味でいうと、ここに外水対策を触れるのなら、やはり内水対策についても触れるべきであろう。というのは、先ほど申し上げましたように、浅川については、過去の被害履歴からいえば内水対策の方がはるかに重要だからと、そういう意味です。

確かにどこまで書くかというのは非常に難しい問題で。個別意見だけに任せていいのか、任せていいという、多分そういうご意見もあるだろうと思うんですけども。私自身はある程度触れた方がいいと思うんですが、どこまで触れるかというのは確かに非常に難しい問題で、そこは大いに議論したいと思っています。以上です。

平松委員

今の点、3番目の「穴あきダム事業」の検討課題と新しい理念のところですが。これ、書くのはすごくいいことだと思うんですが、少し中身まで突っ込んで触れ過ぎているのかなという気が非常にするんですね。というのは、前回、私、途中で抜けてしまったので、その後この土砂とか流木に関してさらに県の方から細かい説明があったんだったら別に書いてもいいかなと思うんですが。その辺、どこまで議論されたのかというのが、私にはよくわかりません。

それで結論から言いますと、保母先生、すごく労力を使われてまとめられていて、敬意を表したいと思うんですが。一番最後のページの(1)、土砂・流木の影響と「確実性」についてというくだりなんですが、土砂と流木量は予測できるのかということなんですが。これは結論から言いますと、予測できます。それで、その予測量をしっかりしたその基準というのがもう十数年前にでき上がっていますので、どんどん精度はレベルアップしています。それに基づいて対応されているのかどうかというのも、私、聞いていないので、今回のこの穴あきダムの中で何とも言えないんですが、十分対応されているんだったら、それはそれでこの部分というのは削除されるべきかなというふうに思います。

それで、私、それよりも気がかりなのが、穴あきダムにするということは土砂を積極的に流す場合があるよということになりますので、下流の濁水対策まで議論しているのかなというのが気がかりです。今までの例でいくと、出し平とか宇奈月とか、いろいろ例がありますよね。それで、下流の補償問題という

のが当然出てきますので、その辺の検討というのも県の方から聞いていないので何とも言えないんですが、これを書くとなんてすごく大変な話になってくると思うんですね。

だから私は、どちらかといえば、課題抽出という形でピックアップするのは非常にいいことであるんだけど、あまり突っ込んで書いてしまうと、今回はそこまで突っ込んだ議論をしていないので、逆にちょっと危険かなというふうに思います。

福田委員長

2点、ちょっと感じたんですけども。技術論の方を抜きにして、まず委員会としてこの本編にということで、梶山先生が言われた地方分権の1条の2ですか、その中で地方自治体に対してということだとか、この辺は、どうでしょう。今、保母先生の部分でもっと強調して、法律的にもこうなっているからということで書かれていいと思いますし、海外の、米国の話ですね、こういったのも例えばコラム的に入れるとか、わかりやすくしてもいいのかもしれないとは思いますが。そこは保母先生が全部書かれるということじゃなくて、梶山先生のご指摘を入れた方がいいかなと思ったんですけども、それは委員会の意見として入れてもいいと思うんです。

2つ目のこれどうしましょう、技術論として3番の扱いなんですけれども。議論できてないという中で、例えばコラム的に入れることも可能かもしれないし、今、県に確認していないからということで、少し確認しながら詰めるということ、これ、どうしたらいいでしょうか。

岡本委員

技術論についてはいろいろな意見がまだあって、例えば流域委員会の小松さんですか、なんかの有名な意見書があります。ではこれに対して県なり国がちゃんと答えられているか、答えられていないと思います。

しかしそれでは、国が国のマニュアルに基づいてやっている手法が間違いかということ、小松さんの立場からすれば間違いだし、国側ないし国側の意見をサポートする有識者、河川工学の専門家はこれでよろしいと言っているというの

が現状ですから。これに関しては、むしろこういう問題をもう少し慎重に検討すべきではないかと、してほしいという項目、指摘はよろしいんですが。その内容については、例えば今、平松委員の方からは、土砂流出あるいは流木についてもある程度の予測技術が、とにかく精度を上げて拡充しつつあるというご見解ですが、そうはいかないというご意見も多々あるわけなんで。やっぱり、ただ問題はこれは大変な問題だということところは事実ですから、そういう問題を十分議論されたんでしょうかと、不十分ではないですかという、その指摘はいいと思うんです。

それから、現行の国に基準に従って淡々と進めればいいというものではないのではないかという疑念の表現はよろしいんですが。それ以上踏み込んで非難するとか、こちらがいいとかという議論まで踏み込むと、早い話が、この委員会の中でもおそらく意見が分かれるところが出てくると思いますので、そのあたりは委員長の方で勘案していただきたい。

福田委員長

わかりました。この穴あきダム事業の検討課題と新しい理念というのはいいと思って。それで一番最後のページですね、保母先生が書いてくださった、それぞれの一番最後に、あとの「永久負担となっていく」というような、「そういう影響が出かねない」という、こういうことをやっぱり書いていかないとけないと思うんですね。

さらに一番最後の「治水についての新しい哲学、新しい手法」、また県としてのまた哲学、手法とか、そういったことはやっぱりこちら辺で書いておかなければということがあるので。そこは、では今、出た皆様のご意見をもとに保母先生と詰めさせていただくというか。また保母先生も何かお聞きしておきたいことは・・・ではどうぞ。

内山委員

ここの、今の説明の、保母さんの説明の資料の4枚目に、「県民の理解と合意形成のための方法について」というところについてちょっと意見申し上げます。

非常に、主に今年の、平成19年のどういう順序でこれが行われたかというの

が要領よくまとめられていると思います。ただこのときに、ほかの河川法などと比べまして長野方式とっていいのか、長野県がとった独自の方法というのは、2 - 1の(2)のところに出てくる、2月8日に河川整備計画の方針を発表しているということですね。河川法の方には原案、案がありますけれども、方針はありません。

それから先ほど岡本さんが言いましたが、河川法では上位計画として河川整備基本方針があり、その下に河川整備計画があります。浅川の場合には、千曲川を含めて河川整備基本方針がないものですから、ここに出てきた方針というのが、河川整備基本方針をにらんでの方針という意味で使われたのか。それとも別の意味で方針という言葉でここで県が使ったのか。この辺がちょっと問題だと思うんです。ですから、この点については、事務局の方からちょっと説明をいただきたいと思うんです。

そしてこの方針の段階で、方針の前には住民への説明とか、方針の内容についての説明というのは一切なくて、そして方針のときに、その方針を決定しました、実施していきますというのを資料つきで発表されたわけですね。その方針で決定、実施があって、そのあとで原案とか案になっていくわけです。それから住民に対しての公聴会とか、あるいは学識経験者、この場合有識者というような言い方をしていますが、そこへの意見聴取を求めたのも、原案の発表以降なんですね。

そうすると、方針と原案と案というものが、それぞれがどういう関係にあるのか。長野方式の最大の特徴というのは、この方針を先に決定しました、実施しますということを言って、ここで治水専用ダム、いわゆる穴あきダムの決定が発表されて、それがずっとそのあとの8月22日の河川整備計画の、国による認可に至るまで、基本線としてはほとんど変わっていないわけです。

そうすると、私はこの河川法で言っている、住民の意見を、関係住民の意見を反映する措置を講じなければならないと、こういうような手続が、順序が逆ではないのかという基本的な疑問を持っているわけですね。だから、そのかぎを握るのは、ここで言っている方針だろうと思います。ですから、ここら辺について事務局の方から、この方針の意味なり、どういう意味で方針という言葉を使ったのか。河川整備基本方針の方針を使ったのか。あるいは、千曲川にあ

った旧河川法の工事実施基本計画、これを指してそこから方針という言葉をつくってきたのか。このあたりを聞かないと、ちょっと理解できないと思っています。

それから、この原案の3の、「穴あきダム事業」の検討課題と新しい理念、この中では、先ほど梶山委員が言いましたが、非常に大きな問題は治水専用ダムとして組まれていると。この治水専用ダムが、当然、治水効果を持っていないわけですが、内水対策、あるいは外水対策それぞれに対して、治水専用ダムとして治水効果を持っているのかいないのか。この辺が大きなかぎだろうと思います。もし効果があやしいとか、あいまいであるとすれば、これは非常に大きな公費の乱費、乱用になりますから。そういう点でも一番基本的な問題は、土砂流木の閉塞の問題とか、水田貯留の問題とかもありますけれども。まずこの浅川の河川整備計画、あるいは浅川ダムそのものが、治水専用ダムという看板を掲げているんですが、その内容が伴っているのかいないのか。この辺がまず出発点ではないのかと、私はそう思っています。

福田委員長

今のお話です。2番目の最後のお話ですが、治水専用ダムなどにと、そこは技術論としてはこの委員会で全然議論できていないので、そのまとめ方については検討させてください。ここで、その効果があるとかないとかという結論は出せませんし、そういうことで、あるんだったら個別意見の方に回っていくかと。だからどういう出し方にするかについては、ここでは議論できないので、その話は、先ほど課題として項目出しにしておけばいいんじゃないかということぐらいだと思いますので。そこは保母先生とか、岡本先生、梶山先生、平松先生と相談させていただきます、よろしくお願いします。そこは議論からはずさせてください。

それで最初の方針の意味と、これはいろいろ岡本先生も言っていたので、保母先生も、県に確認した方がよろしいですか。ここはどうでしょう、保母先生、今のご意見に対して。県に確認したかとか、あまり突っ込んでそこら辺をまたやっていると。

梶山委員

ちょっとよろしいですか。おそらく旧法の、旧制度のものとか、あるいは新制度での方針というものとは無関係に使っている言葉だろうと思いますけれども、それは念のため県に聞いていただくことだと思っております。

福田委員長

ではお願いします。

小平河川課長

お答えさせていただきます。今まで、「方針」という言葉の意味なんですけれども、県はこれまでも治水・利水推進本部で決定したことについて、「県の方針」という言葉を使ってまいりました。ですので、河川整備基本方針の「方針」とは異なります。

福田委員長

庁内の委員会での県の方針ということですね。

保母委員

所信表明という言葉も出てありますから。

福田委員長

その県の治水・利水関係の庁内の委員会で決めた方針でということなので、ということですね。

三木委員

よろしいですか。大変、保母先生にはまとめていただきましてありがとうございました。

ちょっと私、2ページなんですけれども、2ページの(2)の一番最後のオリンピックの関係なんですけれども。大変、私とすればオリンピックに対して、ややこれだけ読みますと、財政面だけの評価というふうにとられるんですけれ

ども。1校1国運動だとか国際平和だとか、いろいろな面で、この財政面以外に長野県なり日本に与えた影響というのは大きいと思っています。それと同時にパラリンピックも開きまして、障害者を含むいろいろな、そういうのに対する理解も深まりました。

それから、今、白馬へスキー客がオーストラリアからたくさん見えているんですけども、お聞きしますと、やっぱりオリンピックを開いた長野ブランドというのが大きな影響を与えているということでもありますので、あえてこの部分は触れていただかなくても、私はいいのではないかなというふうに思っています。

それから、先ほど梶山先生おっしゃられた、私、大変に参考になったんですけども。アメリカの公聴会方式、極めて私ども運営するときに悩んでいることなものですから、大変ありがとうございました。

それから、内水対策に触れていただいたんですけども、私どもも内水対策が非常に大きな問題でありますので、ぜひ課題として、総合内水対策の部分について最後のところで触れていただければ大変ありがたいと思います。

福田委員長

総合内水対策の必要性というか、必要性ですね。そういう書き方ですが。

梶山先生、私もそのアメリカの話とか、私も合意形成についてはものすごく、いろいろ現場で向き合うことが多いんですけども。そういった話を例えばどこかに、先生が個人でというよりも、一つの例としてということで、その話をちょっと少しコラム的に入れたりするとわかりやすいと思うので。多分、そういうのがあると委員会が、ではどこの方向を見て合意形成をいっているのかが分かると思うので。結論は出ないにしても、そういったものはしかるべきだと。ちょっと話として、総論の中にポッと枠組みで入れたりしたらわかりやすいかなと思うので、書いていただくことは・・・ではよろしく願います。いいですよ。

三木委員

先ほどからお話が出てますように、私どももいろいろな意見とか提言をいた

たくさんですけども。出していただいた方は、すべて自分の意見が通るという感じにとらえているものですから、そうでは決してないと、いろいろな意見があるということを、そういうことを踏まえた上で結論を出していくという形で。先ほど梶山先生もおっしゃったし、岡本さんもおっしゃったようなのはこれから大事だと思いますので、ぜひお願いいたします。

福田委員長

では先生お願いいたします。梶山先生。ほかに委員会の意見として。

高木委員

いや、この意見書についてなんですが。最初のところに「はじめに」と書いてあって文章が何もなくてありますね。当然これは今日、今日中に合意を得て書かなければいけない部分ではないかなという気がしております。

それからずっと、個別の話も重要なんですが、やっぱりどうしても「はじめに」で始まって、やっぱり最後は「まとめ」がほしいなということも感じております。その「まとめ」というのも当然、合意がある程度得られたものを書かざるを得ないということがあるので、ある程度、時間配分をその辺にさくことを意識して進めていかないと、ということだけです。

福田委員長

わかりました。すごい重要なご指摘をいただきました。中身ということで、1と2と3、大体意見があったんですけども。

平松委員

いいですか。岡本先生が帰られたので、確認するのを逸してしまったんですが。先ほど国内の事例ということで、利根川の説明が記載されているんですが。これというのはもし現在進行中だと、こういう公のものに具体的な名前を入れて、というのは私はどうかなというふうに思ったんですね。それでご本人にもし迷惑がかからないようであれば、具体的な名前を入れた方がいいと思うんですが。その辺、ご本人に確認して了解を得た方がいいと思います。

内山委員

一つお願いします。先ほどの三木委員の2ページの、長野冬季オリンピックの公共投資が、という表現についてのご意見なんですけれども。私はこれはこのとおりが事実でありますし、冬季オリンピックが・・・

福田委員長

いや、それは、だから判断の分かれるところはやめましょう、委員会としてまとまらないので。

内山委員

ただ、三木委員がそういう意見を言われたものですからね、それをここから削除してしまうというようなことではないし、プラスとマイナス、両方いろいろあったらと思っています。

石澤委員

特に今の議論を聞いていて、私も非常に参考になっていたんですけれども。先ほどの岡本さんの言われたその利根川、進行中ということで入れるかどうか、それは確認しなければならないんですけれども。そのほかのダムの事例がありましたよね。ああいうのをコラムとして入れていただければということが一つ。

それと、保母さんの方で、最初の2ページのところで、報告事項で、また審議事項にしなかったという、ここを読みまして、日程的な流れを知りたいなと思ったら、後ろの方で、4ページですか、一応日付等が書いてありましたけれども。

議論の中では、説明で議論の流れの部分を1ページでも入れていただければなど。そうすると読んでいて、読む方も、この議論に参加しなかった人たちも理解しやすくなるのではないかと。前の方がいいかと思うんですけれどもね。

福田委員長

最初の「はじめに」のところで、このような流れであったというのは、「はじめに」のあとにパッと出た方がわかりやすいかもしれないですよ。

梶山委員

県の資料の、浅川治水対策の検討経過というのがありますよね。時系列的には多分これでいいと思うので、このコメントの部分を適宜直せば、大体これで流れはわかるんですよね。そういう意味で。

石澤委員

問題はその載せ方と事実の確認ですね。それをやってやっていかないと、読んでいる方が判断できませんものね。

福田委員長

そうですね。だから、いろいろな方が読むということを想定にやっぱりわかりやすくということで。あと流れも正しくというか、そこの出し方ですね。

それは例えばですけれども、この流れを整理するというので、コンパクトにわかりやすく、それで正しくという点で、例えば全部保母先生といっていると大変なので、コラムをちょっと、岡本先生に、2つでもと。あと梶山さん、どなたかこれうまくさっとまとめていただくとか、分担できないでしょうか。

石澤委員

言いたいのは、去年というか、夏から加わった委員がわからないと思うんですね。お手伝いしたい気はやまやまあるんですけれども、もし間違って記載したら大変ですので、やはり継続されている方がやってもらった方がいいかなと思うんですけれども。

福田委員長

どうでしょう、「はじめに」と「おわりに」と、あと全体の流れを見せる必要があります。それについてどう、だれがと。極端な話、はっきり言って「だれが」ですけれども、どうまとめていくか。これ以上、保母先生にご負担をかけて、またお願いしますと言えるかどうかも含めてですけれども。

高木先生おっしゃられましたように、今日あたりにある程度結論を出さなきゃいけないというのがあるので、どういった内容をちょっと書こうかぐらいは、

ポンポンポンとは出せば、それを文章化するという話には持っていきたいと思いますけれども。先にそちらの作業の方がいいですか。流れはどうしましょう。

保母委員

「はじめ」が書いていないなと思ったから。

石澤委員

「はじめに」なしで、いきなり・・・

梶山委員

要ははじめに、というのはこの、こういう意見書を出すに至ってのという部分で。本来その新規事業でやるという話ではなかったという話であって。この委員会、それは僕は新規事項でも今でもやるべきだと思っています。それが審議事項になってこういう形になっちゃったといういきさつで、それでこういうことになったと、それを書けばいいんじゃないですか。なぜ出すかという。

保母委員

だから、この審議事項にすべきであったということをここに別に書かなくても、そういう意見が、両方の意見があって、そしてこういった形にしたということだけ書けばいいかな。

福田委員長

なぜ提言に至ったかというね。その次に流れを出して、それで提言の中身に入るという形で。

保母委員

皆さんの意見が出ていないので、この私、意見書とこう書いたんだけどね、そのタイトルね。提言でしたよね。それがここに来てから自分で直そうかなと思ってそのままにしてきたんだけど、これどうしますかね。

梶山委員

これタイトル、確かおっしゃるとおりで、その浅川ダムの再開に関するという、その再開という言葉がいいかどうかという問題ですよ。

要するにかつての計画とは違うわけですから、今回は治水専用なんだけれども。事業の継続性があるって、それで再開したという見方もそれは確かにあるんです。それは議論した方がいいと思います。タイトルという題名ですから。

福田委員長

先にタイトルを議論しなくちゃいけないですね。

「はじめに」は、ではちょっと数行でその提言に至った経緯とかというのと、あと流れを補足していただくとして。タイトルをどうしましょうか。

平松委員

ちょっといいですか、私もうあまり時間がないので、一言だけ。

先ほど言い忘れた点が、一番最後のページの(2)の「水田貯留を治水対策から削除することについて」ということなんです。これは非常に大きないい課題だと思うんですけども。

一つ忘れてはいけないのは、あくまでも森林とか水田というのは、大きな貯留効果はあるんですね、絶大な効果を発揮するんですが、それはあくまでも良好な森林及び水田なんですね。ということは、良好に保つためにはメンテナンス費用がかかるということで、何でもかんでも水田とか森林が面倒を見てくれるという考えはまずいと思います。

京都議定書で3.6%分、森林分でおっかぶせようとしているんですが、あれは何もせずにおっかぶせられないんですね。だから、ああいうのは全く愚の骨頂で、その辺をもうちょっと。だから、こういうふうな良好な2割流量に換算して担保をさせるためには、当然それに付随したコストもかかってくるという現実を視野に置いた表現にされた方がいいと思います。

福田委員長

だから、重点として縦割りで考えるのではなくて、総合的に地域をつくった

ときに、どこに逆に重点配分するかですよね、そういう話ですよね。

平松委員

そうですね、そういうことですね。それで、ちなみに私かつて数値シミュレーションで、森林の保水効果を計算したことがあるんですが。ちょっともう記憶がもうあやふやなんですけど、1平方キロの森林ばかりにすると1万立米担保できるよと、かなり大きな貯水効果なんです。でも、それはあくまでも森林は生き物だから、それが何らかの形で森林が死んでしまうというか、機能がある日突然果たされなくなるときがあるんですね。そうすると、逆に今まで保水していた水を一気に出すということになるので、これは逆にまた洪水になるという恐れもありますので、一長一短だということ。何でもかんでも水田とか森林はいいんだという書き方は、あまり好ましくないかなと思います。

あと、この1番と2番、この最後のページなんですけど、これすごく概要的なことは載せていただきたいと思うんですが。本当にそもそも論になるんですが、何でいまさらこういうことを言うのだと言われたら困るんですけども。こういう対策をしなければならぬようなところというのは、やはり好ましくないのかなというふうに個人的には思います。というのは、今、技術がすごく発達していますから、お金をかければどんなところにもどんなものでもつくれるんですね。でも、本来の目的から逸脱したようなものに対してお金を払うというのは、あまり好ましくないのかなと思います。私の個人的な意見になりますが。以上です。

福田委員長

平松先生は今日ご提出されていないんですけども、あとでそういった個人のご見解も含めてですね、砂防とか、いろいろなお立場からまた個人でも出していただけるということなので、まずはよろしく願いいたします。

田口委員

その辺で、私もその最後の3のところですか。これはほとんど議論されていない中で書かれているとは思っているんです。それで、基本的にこれは総合治

水という概念で、その課題、問題だけを整理して載せる程度で私はいいと思うんです。ほとんど議論していないところを具体的に踏み込むこと自体がやはりおかしいということ。

それと、すみません。早く帰る人を優先して発言してもらっていたので言いそびれてしまったんですけれども。2の「求められる住民の合意形成」のところなんですけれども。その(2)に、利根川のやつが入っていますけれども。私はかなりわかっているのが長野県のそのシステムですね。治水・利水ダム等検討委員会をはじめ、流域協議会、ダム部会、それから高水協議会という、しかもその事務局が県が事務局をやってきたんですね。こういうしっかりした既成事実が長野県形式というか、特異なものとして機能してきた中で、それが知事がかかったということでスパッと切られてしまったわけですね。

ですから私はこの中に、少なくとも浅川の場合だったら、流域協議会と高水協議会が議論してきたその質問に対して答えていなかったという、そういう項目を私は入れるべきだと思っているんです。その辺は・・・

福田委員長

それは先ほど言いました。高水とかそれについては書くと、ここに文章の中に入れていただくと。岡本先生からもありましたし、それは長野県としてそういうことがあったという事実はやっぱり書いていっていいんじゃないかということで。そこは先ほど。

田口委員

そうですか。そうなら、それはいいです。

塩原委員

私も同じような意見なんです。この問題の本質は、やっぱり県が、このダムがなぜ必要かということ論議することを拒否したと言いますか、最初から与件であるとして、討論はしませんというふうに緘口令を敷いたんですね。そこにこの問題の本質があるような気がします。

ですから、それは保母先生のこの論文の中に示されておりますので、この趣

旨は賛成ですが。今、田口さんが言われたような、それが具体的にどういうふうに出てきたかというところを、その経緯の中で触れていただきたいと、そういうふうに希望します。

福田委員長

経緯として・・・

塩原委員

経緯と言いますか、今の時系列の中でですね。

福田委員長

そうですか。だから、それは多分高水、ずっと今までの治水検討計画とかという中で、県が示してくれて、ずっと今までの中に入っていますでしょう、高水の話は。

塩原委員

ええ、事務局が出したのは必ずしも不十分だと思うんです。例えば県知事が、450トンについては論議しないと発言したとか、そういう与件であるというふうに発表していますよね。そういうふうなことがきちんと書かれていけばいいんですけれども。事務局の経緯の中には、必ずしも明確ではないというふうに思いますけれども。

福田委員長

どうしましょう。

梶山委員

ちょっとよろしいですか。逆に質問なんです、この県が出した1枚の検討経過というのがありますが、この中に入っていないということですね。具体的にはいつごろ、どういう事実があったということですか。

塩原委員

県知事が、治水安全度100分の1、基本高水450トンというふうに、最初に宣言したんですよね。これについてはもう討論しないと。これは与件であるということで、与えられたものとして、前提の条件として議論を進めていくという、そういう方針を出したんですね。ですから、住民説明会でも、このダムが必要なのかどうかという論議はほとんどされていないんじゃないかというふうに思うんですね、説明が。ですから、その辺がこの浅川のダム問題の、私は本質ではないかというふうに思うんです。

それがあらわれるように、今、田口さんが流域協議会とかそういうものが本当に機能したかどうかということを書いていましたけれども、それとも関連してくるんですね。つまり流域協議会や高水協議会というようなものが論議されたけれども、ほとんどそれが十分に生かされなかったと。そういう面もありますから、多分住民説明会は、私は聞いておりませんが、その中でもそういう論議が、なぜ、今、ダムがなければいけないかという論議がされなかったんじゃないかと思うんです。そういう経過が明らかになるような経過を示してほしいと、そういうことです。

梶山委員

よろしいですか。それはいつ、どういう場で知事が発言されたんでしょう、まず時間的にいうと。

塩原委員

それは、知事が記者会見で発表されたんですね、最初に。

梶山委員

平成何年ですか、大体。

塩原委員

ちょっと待ってください。内山さん、わかりますか。それ細かく聞かれると、私はわからなくなってしまう。

内山委員

私は平成というのを使わないので、ちょっとこんがらがってしまうんですけど、平成でいうと・・・

保母委員

・・・選挙が終わって。

塩原委員

そのすぐ後ですよ。

内山委員

就任したのが平成18年の9月ですか。その約ひと月後ぐらいの記者会見の席ではっきり与件であるということは言っていますね。同時に、ダムなしからダムありまで幅広く選択肢として検討していくというようなことも言っています。

梶山委員

それをこの経過の中に入れるかどうかですね、事実として。わかりました。

福田委員長

ではそれも後でまとめていくような形で・・・

塩原委員

それは要望ですから、もし不可能なら個人の意見で、私は述べましたので結構です。

梶山委員

ここはただ客観的な事実を書くだけなんですね。

塩原委員

客観的な事実を書く。

福田委員長

わかりました。今お話ししていた、タイトルはまた決めなければいけないんですけれども。話をしている、「おわりに」ということですね。その部分と、私、重なってきたんですけれども。1と2は、これは進めていきますよね。それで「はじめに」も入れ、なぜ提言になってしまったのかということになりながら、流れというか、それも出すというのでやったとして。

「おわりに」なんですけれども、この委員会として、「いわゆる穴あきダム事業の検討課題と新しい理念」というか、それをいわゆる「おわりに」に持っていてもいいのかなというか、課題出しをしながらこういったことが重要だと思いうという、委員会としてはしたいというようなところを、逆に「おわりに」とする方がいいのかなとか思ったんですけれども、いかがでしょうか。

塩原委員

梶山先生のご報告なされたようなことで、「おわりに」に持っていければいいと思います。

福田委員長

だから3はもう「おわりに」にして、新しい理念はこうあってほしいというか、それがきれいな形かなとも思ったんですけれども、いかがでしょうか。

保母委員

それも有り得るかもしれないんですけれども。

「おわりに」は、県民がもっと自分のこととして考えるということじゃないかなと思うんだけどね。

福田委員長

ああそっちの方で。なるほど、それ投げかけの方ですね。いかがでしょうか。

保母委員

問題提起では。

福田委員長

いかがでしょうか、「おわりに」。では保母先生の案でいきましょうか、重要なことですね。

梶山委員

おわりにはいろいろ結果がありますよね。

高木委員

そんなに長いものではないんですが、6ページ程度の、これ全部入れると、経緯まで入れると多分8ページ、9ページくらいになるんじゃないかなという気がするんですが。

やはり一部分ではない多くの方が「はじめに」と「おわりに」を、あるいはまとめの部分のみを読まれるということもあるので。ここの1ページから6ページまでに書かれていることを要約した部分はやっぱり入れておいた方がいいとは思うんですね。

保母委員

では「おわりに」ではなしに「まとめ」に・・・

高木委員

「まとめ」に。だから「まとめ」と「おわりに」があって、「まとめ」は中身のまとめ、要約で、「おわりに」は県民への提言みたいな形が、私はいいかなという気はしているんですが、しつこいですか。

福田委員長

いや、いいと思います。私も個人でこうあって、多分私のは最終に持つてくと思うので、まさに県民の皆さんにという、「おわりに」の、今みたいな形で書いたんですけれども。流れとしてもそれでいいと思います。

そうですね、提言のボリュームとしても大体10ページぐらいたと、皆さん読みやすいかなと思ったので。まして高木先生、重要なご指摘で「おわりに」と

「はじめに」、「まとめ」、それは絶対読むだろうと、そういうことも考えたときに、そこら辺もやっぱりきちっと意識してということで、ありがとうございます。ほかに、・・・

三木委員

よろしいですか。さっきの内山委員さんがおっしゃったオリンピックのところなんですけれども。

くどくなって申しわけないんですが、やはり評価基準がそれぞれの方によって違うものですから、それをここで載せていただくよりは、ここの部分からはとっていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

保母委員

長野県をやめてニュートラルにしておきますか。

福田委員長

だから塩原さんでしたか、財政のことで書かれていて。今、財政のことの個人意見で書かれていらして、オリンピックはどうこうとかということじゃなくて、今、多分北海道がワーストワンだったと思うんですけれども。そういった事実とかでも書けますので、ここはオリンピックのことをあえて、違うというか、それをやってよかったという部分も、絶対デメリットばかりではなかったはずなので、あえてそういうご意見がある場合は触れない方がいいのかなと思うので。書き方は検討させていただくということにしてください。

塩原委員

でもあのダムはあれじゃないですか、オリンピックの道路をつくるために、最初に道路をつくっちゃったんですよね、ダムの。だからオリンピックと関係しているんじゃないですか、あのダムは。

三木委員

ただここの記述はあれですよ、国と長野県の再評価の視点だとか評価項目

の差があるという、総論部分を述べているんですよね。ですから、ここに固執するのではなくて、もっと大局的な見方でこののは提言された方が私はいいのではないかなと思います。

福田委員長

そう思います。いろいろな事実を結びつけていってやってしまうと、何でもかんでもダムに結びつけて悪く叩いているというような形でもとられたくないので。委員会としてその辺は、そういったご意見が出ているんだったら、事実というか、に基づいてここはきちっと練っていきたいなと。

保母委員

あまり脱線しない方がいいかもしれませんね。

福田委員長

12時が来ましたので、また1時から再開になりますけれども、1時から、またあるようでしたら詰めるし、できるんだったら「はじめに」と「おわりに」とか、あと一番はタイトルですね。あと編集として個別意見のフォーマットなり順序なり、どういう構成にしていくかということが中心になってくると思うんですけれども。

とりあえず休憩に入りたいと思います。総論も含めて、ここで区切りをつけてよろしいですか、ひと区切りということで。それでは、皆様、1時から開始ということでお昼、お休みになってください。

(休憩後)

福田委員長

午前中のことを踏まえまして、まず、大体の意見は出尽くしていると思いますので、総論部分の修正についてとか新規を書く分とか、役割分担を昼休みの間に考えましたので、それを私の方で述べますので、それについてのご意見とかをお願いします。そのあとにタイトルを決めたり、各論をどうやって出していくとかを決めたいと思います。

「はじめに」の部分と「おわりに」の部分の新しく書きおろす形でのまとめですね、ここは、ずっとまとめていらした形の流れがわかっていらっしゃるので、大変なんですけれども、保母先生にお願いいたしたいと思います、これはあくまでも案ですけれども。それで、そのときの「はじめに」につける経緯ですけれども。梶山先生に表でつくっていただくなり、それと塩原さんとの調整ですね、その与件とかというのも含めて入れていくということで、経緯の表なりを梶山先生にお願いできたらと思います。

次に1番ですね。1という部分では、国の法制度に乗ってという部分では、大きく1の1では修正がありませんでしたので、これはいいと思います。

それで1の2、これにつきましては、オリンピックの記述の部分と、あとは梶山先生からございました、地方自治法の地方分権法ですね。地方分権のあれで1条の2ということで、そこら辺の話、もっと自立性を持ってといったところを加えていただくような形で、保母先生に。そこはそんなにたくさんはないので保母先生に、ということをお願いできたらと思います。

2の(3)(4)もそんなになかったのでそれでいいと思います。

2番ですね。これにはかなりいろいろ意見が出たんですが。ここは、私の方でやろうと思います。その誠意を議論に尽くしたかというプロセスの話もそうですけれども、制度としての保障も必要だというお話とか、あと高水とか、そういう協議会のことですね。そういったことまで入れながら、事実関係というものを合わせながら、私の方で2番は手を入れさせていただきたいと思います。

それで問題は3番なんですけれども。これは指摘のみというか、項目の指摘

とか課題点、そういった新しい理念とか治水、それを委員会としてどう考えるかという部分、この部分はどなたに書いていただくのかというのが見えておりませんので、ここをお願いしたいんですけども。岡本先生ですか・・・

保母委員

決めたらいい、岡本先生に。異論は出ない、とらない。

福田委員長

保母先生から頼んでいただけますか。

では岡本先生に、保母先生から頼んでいただくということで、よろしく願いいたします。一応分担で、そのような形でもよろしいですか。いいですか。

梶山委員

任せていいですよ。

福田委員長

わかりました。そうですね。もし無理だと言われたら・・・言わない、わかりました。では私の方で岡本先生に連絡をとって、結局、保母先生、梶山先生、岡本先生、私という形で手をまた加えていくという形で。

それで総論の編集ですね、そこは最後、私の方でということで、梶山先生、保母先生はあとでお送りください。

それで個別意見に行く前になんですけども。タイトルはありますが、いろいろ、先ほど平松先生からもいろいろあったような、記者発表みたいなことをするといったときに、27、28、31日とあったんですが、31日という末日は、異動とかやっぱり用意とかとすごく大変なので、こんなときにやってしまうというのは非常識なので。一応、今日の3時ですか、休憩をとるときに、3階の記者クラブの予約に行ってみようと思います。それで28日の午後の早いうち、14時とか13時、15時の1時間ぐらいで予約してみようと思います。だから早目に3時の休憩のときに、行ってまいります。あと決めることはタイトルとあとこれ個々のばらばらとあるフォーマットですね。

梶山委員

タイトルはもちろんです。通常これはターゲット、あて先があるんですよ。そのだれにあてる提言なのか意見なのか、これも大変大事だと思います。

福田委員長

そうですね、そこはどうしましょう。だれ向けか。県と県民と・・・

梶山委員

県知事は当然考えられるんですけどもね。県知事だけでいいのかな。

田口委員

県知事だけじゃなくて、すべての というふうに考えていいんじゃないですか。

福田委員長

そこなんですね。

石澤委員

その任命権者が県知事ですからね。ですから委員会としてはお出しすると。

福田委員長

まずは提出しますよね。だから提出をしに来るわけですから。

石澤委員

当然そうなる、事務的には今までののが普通ですけども。

福田委員長

そういうときに、委員会側で独自性ということで記者発表してもかまわない？。こういう提言を出しましたということで、別に問題はないですね？。では県知事にこういうものを提出しましたということでやればいいわけですね？。

では、県知事あてということでよろしいですか。

石澤委員

それは問題あるんですか、記者会見をするのは。

福田委員長

いや、私はわからないんで確認を。

梶山委員

県の組織ですから、県知事あてが筋ですよ。

福田委員長

わかりました。では県知事あてということでよろしいですね。意見書もみんなそうですけれども、今までも全部そうしてきましたけれども、わかりました。

ただ、当日多分お忙しくていらっしゃる。例えば副知事とかに、わかりませんけれども、どなたかにお渡しする形になるかもしれないけれども、提出先は知事にということで書くと、代理の方が受けとられたとしても。

内山委員

知事への提出が先で、あとから記者発表ですか。

福田委員長

そうです。では、あて先は「県知事へ」ということで、「委員会から」ということで出します。よく意見書とかでも、委員会で一番最初に委員長印とかがありますけれども、そういうのを抜きで、印とかはどうしましょう。これは委員会ということで、こちらの印とかはいらないですよ、特に。

梶山委員

委員会でいいんじゃないですか。

福田委員長

委員会でいいですね。委員会として出します。わかりました。

梶山委員

だから、その個別意見書をこの提言だか、意見書だかのその附属資料として出すのか。附属資料として出すのなら1本でいいと思うんですが、もし個別に出すんだと委員会という名前で出せないですね。これ附属資料という扱いならいいと思いますけれども。

福田委員長

その扱いですけれども、一応、委員会としての10ページの意見と、後半に個別意見というあのようなスタイルで。

保母委員

附属資料でいいですね。

福田委員長

附属資料ですね。

保母委員

附属資料としてつけるということにして、それをまえがき、あとがき、どこかのところで1行というか書いておくという形にしておけば、位置づけが明確になるから、それでいいのではないかと。

それで、先ほどのどこあてかというのと、出すところの委員会か委員長かというような話は、あれと一緒にいいのではないですか。県に対する具申ですか、答申ですか、4つの事業についてのね。例えばそれと同じ形にしておいたらいいわけですよ。

福田委員長

わかりました。ではタイトルとこのフォーマットへ行く前に、では期日とい

うか、期限を決めます。この編集とかもあるんですけども。修正は、保母先生と梶山先生と私と岡本先生になりますけれども、いつにするか。あと個人でまだ書かれる、書いていないという方の締め切りとかもあるので、それはいつにしたらよろしいですか、本当にお忙しいところ申しわけないですけども。

いずれにしても、私としても手が早いうちに回らないので、多分、編集で手を動かすのは26、27日ぐらいになると思うので。ただ早目に目を通して編集を始めるかなと。25日でもよろしいですか、保母先生、梶山先生。

梶山先生

25日ですか。

福田委員長

その火曜日を夜中あたりで、一応締め切りということで。私が26、27日で編集して、委員の皆さんに流して、28日に提出になってしまいますけれども。皆さんの意見を伺うことができるかできないか、というのがありますけれども。

梶山委員

僕はどちらにしても、25、26日は長崎へ行っていますので、実際にはその前に出さないと間に合わないんですね。

保母委員

私も22日から北海道へ行きます。

福田委員長

では、修正は21日ということでよろしいですか。

保母委員

自分でやるものはいいいんです。

梶山委員

それでどこか動きながらでも。

福田委員長

最終できたものは皆さんに回しますけれども、よほどの、意見は一応伺いますけれども、よほどでないとは修正は難しいという形ですね。わかりました。

保母委員

それと、今日ざっと初めて見られたので、あとからちょっとじっくり見たら、ここを直さないともまずいんじゃないかとかがあると思いますので、それも出しもらって、全員にね。今日の欠席の方もいらっしゃるし、それで最終的には、委員長が最後まとめるということについては、この委員会として一任すると、形式としては、というふうにしておけば、いいんじゃないでしょうか。

福田委員長

わかりました。ではまとめさせていただきます。

では日程的にもそれで決まりまして、役割分担も決まりましたので、ではあとだれ向けのというのも、知事向けにということで決めましたので。委員会から知事向け、タイトルですね、タイトルについていい案というか。

石澤委員

保母さん、これは再開というのは、やはり思い入れがあつてつけたんですか。

保母委員

全く思い入れがない。ないんですよ。

石澤委員

いや、一番最初に中止されていなかったとあるのでね、そういうことが頭にあってね。

保母委員

いや、ないです。

石澤委員

ではこだわらないわけですか。

保母委員

全く。どうするのが一番妥当なのか、考えた方がいいでしょう。

梶山委員

結構難しいですね。それと提言なのか、意見なのかということがあるんですが。提言だと、最後に何を提言するかというまとめがないとおかしいんですが、私は、これは提言よりも意見と思うんですけども。

福田委員長

意見でいきましょうか。

梶山委員

むしろ再開に関するところでしょうね、難しいのは。

福田委員長

では意見書でいきます。意見書でも事務局、大丈夫ですよ。意見書で。

保母委員

例えば「浅川の治水専用ダム（いわゆる穴あきダム）に関する意見書」くらいだと、再開も何もなくて、そういう・・・

福田委員長

「浅川の治水専用ダムに関する意見書」、はい。

保母委員

それで括弧して、今、新聞、テレビ等で穴あきダムというのが大きく出ていれば、そちらの方も括弧の中に入れておいた方がいいですね。治水専用ダムということだけだとちょっとわかりにくい点があるから。

福田委員長

はい。「(穴あきダム)に関する意見書」、はい。

保母委員

石澤さんが、いや再開というのを入れろという話があれば。

石澤委員

いや、お聞きしただけですから。

事務局(手塚技術管理室長)

よろしいですか。審議していただいた4件については意見書という形でいただいているんですが。浅川ダムは今回審議ではなくて、議論をしていただいたという、そういう位置づけから、委員会では提言という形、昨年についても提言という形でいただいているということに沿って、提言という形で話し合われてきたと思うので。

もしできれば、県の方も受け取る側としても意見書と提言書という形で、分けていただいた方がありがたいんですが。

梶山委員

分けるというのはどういうことですか。

保母委員

この委員会に諮問された内容についてはあの4件ですか。それについては意見書でいいと、これについてはそれ以外の表現ということですよ。

梶山委員

そういう意味ですか。

保母委員

だから提言書にする・・・

事務局（赤羽主任専門指導員）

違うというもので、提言書にこだわることはないんですけども、意見書以外の名前の方がいいですね。同じだと・・・

梶山委員

諮問に対するものではないからという意味でですね。しかし、難しいですね。

福田委員長

提言のまとめとか、そこまでこだわらなくても、提言でいいのかなとも思いますけれども。ほかの意見書にかわる、提言にかわると考えるのだったら、そんなに・・・

梶山委員

行政的にはほかにどういう言葉があるんですか。

福田委員長

何かあるんですか。

事務局（手塚技術管理室長）

いろいろな意見は提言という形で上がってくる場合があります。

福田委員長

そうですね。では提言でいいですか。

梶山委員

いや、そこはそれでいいというのならいいんですけどもね。僕的な感覚でいうと、提言というやっぱり何か、「よって、以上のことを提言します」とかそういう、要するにこれは知事に対して、では何か提言しているのかという、そういう内容があれば、別に提言しなすと書かなくてもいいんですけども、要するに批判ですよ、基本的には。批判に終始していると僕は思うんですが。そうするとちょっと提言というのが、内容が合えば提言という言葉を使わなくてもいいんですけども、内容がどうなんでしょうね。

福田委員長

・・・に関する・・・

梶山委員

県行政に対する批判という感じが非常に強いんですけども、僕が読んだ感じは。

保母委員

一つの方は、提言というのがいいというのであればそういうふうにしておいて、一番最後のところ、まとめのあたりのところをもうちょっと膨らまして、例えば何項目かそこで中心的なことを提言のような形で、前の方で言ってきたいろいろなところを整理して、そこに入れるというような形でもいいですよ。それは新しい作業は必要ですが。

福田委員長

新しい作業は保母先生が・・・

梶山委員

こういうふうな形にしてこうしろとか、こういう形でまとめるとか・・・

保母委員

ええ、こういうふうにしたらどうかという、そういう方が明確ですよ、おそらくね。

梶山委員

これは単に、これだけだと単に批判の言いつばなしというだけに終わっちゃう感じもあるし。

内山委員

批判というよりは、むしろ意見書あるいは提言、両方ちょっと問題あると思うんですけれども。だとしたら、この委員会としての見解というようなことを出したらどうなんでしょう。

福田委員長

ああ、関する見解、見解書・・・

内山委員

書をつけなくても見解だけでもいいと思うんですよ。

梶山委員

見解と意見は基本的に同じなんですよね。

福田委員長

でも意見書と使わなければいいんです、見解でOKなんです。いいですよ。

事務局（手塚技術管理室長）

県の再評価案に対して意見を聞くということになっていまして、それについては意見書という形でもらっていただくこととなりますので、それと区別できれば結構です。

保母委員

今までは意見書の書があったわけね。では意見にしておきますか。

福田委員長

よろしいですか、意見。

梶山委員

いや、僕も普通これ意見書、書をつけないんですよ。書をつけない方が迫力があるんですね、やっぱり。

福田委員長

意見でいいですか。

事務局（赤羽主任専門指導員）

区別できればね。

福田委員長

では、意見、見解、どうしますか。

保母委員

見解よりも意見ですね。

福田委員長

わかりました。では浅川ダムの・・・

梶山委員

ダムの、のはいらないでしょう。浅川ダム・・・

福田委員長

「浅川治水専用ダム（穴あきダム）に関する意見」でよろしいですか。

出席者一同

はい。

保母委員

その治水専用ダムというのは、これは浅川治水専用ダムという言葉になっているんですか、行政のところ。ついていないですよ。

小平河川課長

あくまでも名称は浅川ダムです。それで括弧して、(治水専用ダム)と。浅川治水専用ダムとは言っていない。

保母委員

では、「浅川の」に、「の」を入れておいたらいいんです。

福田委員長

「浅川の治水専用ダム(穴あきダム)に関する意見」でよろしいですか。

田口委員

3番の、その新しい理念というか・・・

福田委員長

タイトルです、タイトルを決める。タイトルはそれでいいですか。

田口委員

そこでね・・・

石澤委員

ちょっと私、勘違いして書いたみたいになっちゃいますけれども。結局、浅川全体の治水に関しての、これやり方ですよ。たまたまダムネットから浅川ダムネットぐらい大きいかもしれませんが。だから浅川の治水、もしくは

はダムを入れたかったら、浅川ダムの治水に関する意見という、その程度でどう、まずいですか。ダムまで必要ですか。

田口委員

私もその最後の3の方で、新しい理念の課題みたいなやつを書くとするならば、いわゆる浅川河川整備計画浅川ダム、いわゆる河川整備計画の一環としての位置づけがあるわけですね。だから、その辺をきちっと最初に明記した場合にだけ、その3番のようなことを書けるわけであって。だからやはり河川整備計画浅川ダムというふうに書いておいた方が、書かなくてもいいんですか、そのところは。

梶山委員

ただあれでしょう。これももちろん浅川治水政策の一環であることは間違いないんですけども、中身としては、当面穴あきダムをターゲットにして議論して、逆にそこからこういう問題もありますよと、まさに治水政策全体の問題については踏み込まないで、課題の抽出だけですから。そういう意味でいうと、まさに穴あきダムを中心にして議論したという意味で、それでいいんじゃないでしょうか。

石澤委員

その穴あきとかをつける必然性。

梶山委員

いや、わかりやすいから。

石澤委員

もしそうだとすると、私は・・・

梶山委員

まさにそれが議論の発端になったんですね。

石澤委員

いや、それはそうなんですけれども。そうすると、個別意見のところなんです。私、全体のその、個別意見に関しては、全体の地域計画的なものの、そのやり方に関してこういう点が抜けていたというような内容なんですよね。だから特に浅川ダムだけターゲットに絞ったものでないの。

梶山委員

いや、でもこの委員会案はそうでしょう。それから当然、もちろんその議論の中には治水政策全体が入っている、視野に入っているんだけど、そこはほとんど議論していない。それを核にして、あまりにもそのほかの部分については内容がほとんどないという、課題の抽出をやっているけれども。

だから個別意見は、これに派生するものに広く及んでも僕は全く問題ないと思いますけれども。

石澤委員

いや、仮に問題ないとしても、先ほど保母さんが最初に出された原案が浅川ダムなんです。穴あきまでまだ入れていないんです。穴あきまで入れる、入れないで随分ニュアンスが変わりますよね。

それで全員の方がここに参加されているんだったらいいですけど、このタイトルで目を通されて、一部変えられるのかなという程度で変えられた方もいらっしゃるんです。ということ考えると、穴あきまで入れるかどうかというのはやっぱり議論、かなりやっぱりした方がいいような気がしますけれども。

そういう意味では、ここでまとめるんだったら、とにかく出すことが、まず意見を述べるのが大事なことなんだと私は思っていますので。そこまで入れないで、ある程度タイトルは押さえた方がいいような・・・

福田委員長

タイトルは押さえて広くあれですものね。

石澤委員

どういうふうにもとられるような書き方で・・・

福田委員長

浅川ダムに関する意見、シンプルにそれでいく。

石澤委員

それで保母さんには、先ほど再開と、ここで入りますか、とお聞きしたんですけれども。もうこだわらないですか。

保母委員

はい、それはないです。

石澤委員

ああ、そうですか。

梶山委員

文章では直っているんですね、内容は。

石澤委員

いや、だから文章は別でいいんですよ。

福田委員長

では3番も入るじゃないですか。3番も治水的には入るので。

石澤先生のご意見、浅川ダムに関する意見とするか、浅川の、さっき言いました穴あきダムとかいろいろ入れて、治水とかに関する意見と、それを入れるか、入れないかの話なので。どうやって決めましょうか。

梶山委員

よろしいですか。僕はそんなにこだわるわけじゃないんですが。穴あきダム

以前のダム、要するに治水と利水と両方やっていたときのダムに関する問題と、それから穴あきダムについては、その問題意識がかなり違う。それで、いわゆる昔のダム計画についてはここでほとんどというか、何も議論していないんですよね。それで、まさに穴あきダムが出てきたということで議論が触発されて、それで過去の計画との関係が問題になってきたわけですけども。過去の計画がどうだったかということは、ここで何も議論していない。それがいいか、悪いかという議論も全然していないということから言えば、僕はやはり穴あきダムでタイトルをやった方がわかりやすいと思います。

内山委員

いいですか。ちょっと誤解があると思うんですが、前の多目的ダムですね、中止になっていると言われている。これも穴あきダムなんですよ。それで、今度のものについて、県が非常に穴あきダムということを強調してきたというきらいがあります。前のものが穴あきダムであったということは、ほとんど一言も説明しません。そういうことから言えば、今度、穴あきダムというふうを書くということは、やっぱりちょっとゆがんではないかなと思うんですよね。

前は穴あきなんですよ。ただ、その穴が上にあるか下にあるか、穴が上にあるか下にあるか、大きさが違うと。それから前のは多目的であり、今度のものは治水専用であると、そういう違いなんですよ。穴あきということであれば、両方とも穴あきなんですよ。

福田委員長

では内山さんは、「浅川ダムに関する意見」でよろしいですか。

内山委員

そうですね、もしそれでまずいとすれば、「浅川ダム(浅川の河川整備計画)」ですね。

福田委員長

という形にすると。

内山委員

だから穴あきを入れちゃうと、その区別が混乱しちゃうと思うんですね。

梶山委員

穴あきというのは、国の方向を見た一つの言葉なんですよ。その穴あくダムだからいいですよという国の考え方が出てきましたよね。そうじゃないですか。その穴あきというのは・・・

内山委員

それもあるけれども、もう一つは穴あきで、穴が下にあるから普段は水をためていない、環境にやさしいんですよというような、そういう宣伝材料として穴あきが使われていると。そういう傾向があると思うんですよ。

梶山委員

まさに国の方を向いた言葉なんですよ。だから、むしろダムの問題に関して言うならば、ダムでいいんじゃないかというふうに思えるんですけどもね。つまりダム問題そのものの批判というか、指摘しているということではね。

福田委員長

そうですね、穴あきダムとかという形で言葉が使われると、技術論とか何も検討していないので、技術的なところまで踏み込んでいない。手続的な面でそのよしあしというのはちょっとあったんですけども、でも技術的に穴あきのどうこうを検討していないので、シンプルに浅川ダム、むしろ内山さんが言われた、河川整備計画の方が議論していますよね。だからもう「浅川ダムに関する意見」でいきませんか。

石澤委員

意図するところがちょっと違うけれども、タイトルに到達することがないということではだめなので。それと、ちょっとお聞きしたいんですけども、これ浅川のダムじゃなくて、浅川治水とつけたらいいんじゃないですか。

内山委員

いや、もともとは治水を主とする多目的・・・

石澤委員

いや、その浅川のこれに、評価委員会に前に議論したものが、ある種の回答をつけたのですか。

梶山委員

昔のやつですか。昔のやつは・・・

内山委員

いや、多目的の浅川ダム。

石澤委員

タイトルは、事業のタイトルがそうなんですか。

梶山委員

河川整備計画も入っていたはずですよ。

内山委員

入っていない、前は入っていない。

石澤委員

単なる浅川ダムですね。では河川整備計画はいらないんですね。

福田委員長

急に今回出てきたので。では「浅川ダムに関する意見」で、広くとらえられるので。

石澤委員

「はじめに」以下、まえがきのところでしっかり書けば、タイトルにあまり、タイトルが、 がという意味を含んだということですね。多目的というのがありますよね。

福田委員長

よろしいですか、浅川ダムに関する意見。

梶山委員

いいんじゃないですか、短くしておいて。

福田委員長

では「浅川ダムに関する意見」というタイトルで、保母先生、また大変になられてしまいますけれども、「はじめに」とか、あと「まとめ」とかでよろしく願いたいします。そういうことでよろしいでしょうか。

出席者一同

はい。

福田委員長

ではご異論がないようなので、そういう形にいたしたいと思います。

役割分担とタイトルとかと、あと期日とかが決まってきましたので、あとは個別意見です。それで、一つ一つ確認してまいりたいと思います。梶山先生、あと、まだ1時間ありますね。

最初、青山先生ですね。「浅川水系問題と公共事業評価監視委員会の役割に関する意見」中身についてはどうこうというのはお互いに言い合う必要はないんですが、一応そういう形で出ていらっしゃいます。

石澤先生、「浅川の治水について」先ほどおっしゃられていましたけれども、災害と防災ということで、地域計画上の見地からということでお書きいただいています。

そして内山さんが、「浅川ダム（河川整備計画）について」。まさにこの部分で、河川整備計画との関係ということで。手書きですけれども、これは、先ほども言いましたPDFでということで、5ページです。あとは日付、これ提出されたのが1月10日で、これがこちらの方が先だったというもので、5ページです。ワープロとかでなくて、書き直してくださいという形でもないかもしれないので、5ページはルールと違うとかあったら、またあとでご議論いただきたいと思います。

それで、次に梶山先生が、「浅川ダム問題に関する意見」。まさにタイトルに似てきましたけれども、問題が入ったという形で。ここでこういろいろ技術論とか手続論とか、今回の要約版みたいに入っているらしいんですけども、そういうタイトルでいらっしやいますね。

あと塩原さんが、「浅川ダム建設に関する意見書」。これ、意見書というタイトル意見書になってしまうから、意見。書はとったらいいかもしいです。建設に関する意見ということで、いろいろ財政面、環境面からということで、いろいろ書いていただいています。

それで田口さんが、「公共事業評価監視委員会への個人意見」。委員会へのですか、委員会へではないですよ。知事向けに出すので、ちょっとこのタイトルの修正がありますけれども、いろいろ書かれています。

それで私の方で、「委員会の閉幕にあたって、県民の皆さまに問う」と言うことで書いています。委員会は本当に役割を果たしたのかということで書いています。

あと、平松先生から送られるということで、今日議論になった砂防とか技術論の、そこからちょっとダム整備についてお書きになるということでいただいています。

高木先生も、遅れて書かれますね。

2、3名の方があと送られてくるんです。ここで、5つぐらいですか、決めていかなければいけないのは、1つはボリュームですね。大体これ、大体皆さんも2枚、3枚まとめてくださっているんです。これ見ていただくとわかるように、青山先生がこれぎちぎち、びっちりの2ページなんです。例えば田口さんとかですと、大きめの字でゆったり3枚なんです。これ青山先生も多分フ

フォントとか、行数とかを統一していくと、多分3ページになるなとかといろいろありますので。やっぱり個別といっても、フォーマットなり様式をそろえる必要があるかないか。そろえたとしたら、それ決めなくてはいけないんですけども。あと1番、2番とか、(1)とかタイトルのつけ方ですね。今、ばらばらですけども。

あとは所属。青山先生だけが、武蔵工業大学のという形で、所属・肩書き・個人のを書いていらっしゃる。あとの方は書いていませんけれども、それをどうしていくかを定める。そろえるということであるならば、最終編集はやっぱり私がいたしますけれども、1と(1)とかそういったルールでは、皆様で統一ルールを決める。私の方で帰りましたら、今日決まったことをメールで流して、それに合わせて送っていただくという形になると思います。

あともう1個決めたいことが、順番なんですけれども。これ今はあいうえお順の五十音順なんです。中身についての、何というか、それぞれいろいろな視点で書かれているので、区別する、分類するというのは非常に難しいです。その問題ですね。どういう出し方をしたら一番効果的だろうかとか。五十音順という形で出すか、それとも防災とか治水・砂防とか、そういった防災関係、技術論とか、計画論とかで分けるとか。その辺をご議論いただければと思います。

まず梶山先生いらっしゃるので、フォントとかという話の前に、構成ですね。これの出し方というか。五十音順か分類かとか、全体としてこれ意見がばらばらというか、これをこういうふうに、どういう形で見せていくかについてはどう考えたらいいでしょうか。

石澤委員

最初に、やっぱり委員長のが出てくるべきだと私は考えております。

福田委員長

最初ですか。

石澤委員

ええ。順番からいえば、まず委員長が来て、あとはあいうえお順でいいのではないかと思います。

福田委員長

そうですか。

石澤委員

それと、PDFでつくるときに、飛べるようにしていただきたいというのがあって、要するにこれ全部がずっと一つのPDFでいくと、最後の人がだれも読んでもらえなくなりますので。要するに目次があって、その目次でちゃんと飛べるような形式で。だから目次を見ると、お名前とタイトルが出ている。そこで興味のあるところに飛べるということを、PDFで、WEB上で見せるときにはぜひお考えいただきたいと。

内山委員

ちょっとすみません。PDFの意味がわからないんですが。

石澤委員

要するに、この紙のイメージがそのまま見られるという、これがそのままコンピュータ上に表示される。ですから内山さんのであれば、この手書きの文字のまま表示されるというものだと思ってください。

福田委員長

飛ぶ形、その編集は県の方に、でもそこまでお願いできるものかどうかになりますよね。どうでしょうか。

梶山委員

WEB上だったら問題ないですね。

福田委員長

大丈夫ですか。では提言という形で、個別意見についても、中でタイトルと、そこに飛べるような形で。PDFで個別に飛ぶ形で県の方ではつくっていただくということでお願いします。

PDFなので、内山さんもワープロにせず手書きのままでということで。内山さんのこの5枚については、皆さん、よろしいですか、枚数ですね。内山さん特別にこのままで。

それでこの日にちですね。ここはちょっと、これはホワイトで消せばいいかな。ちょっと消したのとか原本を県に送ってください。先ほど言った肩書きとか、そういったものですね。所属とか肩書きとかお仕事とかそういったもの、あと委員とかを書くかどうかです。

梶山委員

よろしいですか。最初に名簿がありますように、ただ、この名簿の中でも意見を出していない方もいらっしゃるんですね。意見を出した方の部分だけを名簿を最初につくればいいんじゃないでしょうか。

福田委員長

個別意見で出された委員の・・・

梶山委員

実際に目次を兼ねて。それで個別意見の順番、委員長最初に、というのがありました。個別意見はその性格上、僕は委員長あるいは平委員にこだわる必要は全くないと思います。

五十音順でいいと思うんですけどもね。確かに内容で分けるというのは難しいと思うので、実際には。

福田委員長

わかりました。五十音順ですか、それとも何か分類・・・

石澤委員

よろしいですか。私もそれに賛成です。五十音、順番をつけなくてはならないんですから、何らかの形で、五十音でいいのではないですか。

それと、名簿をつければ名前がわかりますのでね。このままPDFになるわけですよ、このまま。それで所属なんかのところをホワイトで消して、そしてPDFでもらえれば、問題はないかと思うんですけれどもね。

所属をつけるんだったら、名簿の上につければいいんですしね。

福田委員長

ということは、今、例えばフォントとか字体とか、記号、みんなばらばら、黒丸とかばらばらですけれども、これもこれでいいと。

石澤委員

それも一つのやり方かなと思うんですよね。それは、最初の答申か意見か、意見の方は統一されることがどうしても必要ですけれども。

梶山委員

むしろ字数で考えた方がいいのかもしれないね。人それぞれ好みのスタイルがあって、きちぎちに書くのが慣れている人もいるし、ゆったり書く人もいるから。それであまり枚数が違ってくると云々という話も出てくると。総字数を大体決めれば、あまりうるさいことを言わないような感じがしますが。

福田委員長

総字数は、一応基本は2ページと。田口さんみたいに、ゆったり書かれて3ページになる。伸びてしまってもこのままでいいという形で。だから原則2ページで、3ページになられた方はということで・・・

梶山委員

例えば3,000字ぐらいとか、大体そのぐらいで。

石澤委員

印刷するとすれば、いろいろ字数とかページ数とかにこだわる必要がありませんけれどもね。いろいろですからね。委員会の方で統一してもらえれば、それでいいんじゃないですか。

福田委員長

わかりました。

梶山委員

その点は問題ないので、技術的には問題ないんですけれども。書くときにいっぱい書きたい人と、いっぱい書きたい人は無制限に書いてしまっていていいのかという問題で、最初2枚と決めていたでしょう。その趣旨からいうと、やっぱり上限の字数ぐらい決めておいた方がいいと思うんですよ。その技術的な問題ではなくて。

福田委員長

大体、2,500字だとぎりぎりですから、2,000字書ける間で、大体3枚。だから大体5,000字ですね。5,000字弱。多いですね、4,000字ですね。

梶山委員

僕は通常、1枚1,000字で書いています。普通の裁判用の書面は。

福田委員長

1,200ですね、では2,500字で。

梶山委員

2,500か3,000字ぐらいですね。

福田委員長

2,500から3,000字。

梶山委員

3,000字ぐらいまで認めていいと思います。

福田委員長

3,000ぐらい、そうですね。だから3,000字ぐらいでフォーマットとか、そういったことを自由でということ。

それで、一つ私から一番最初に載せるのではなくて、私のは一番最後にしていただきたいというのが皆さんにお願いしたかったんです。一番最後のところに、私の責任というのではないんですけども、混乱してきたことをここに書いてきたんですね。「まとめ切れなかった」ということで、後世とか将来に、もし負を残すということだったら。私も一たん、責任とまでは言わなくても、県民の皆さんにも、私は深く陳謝していかなければいけない。そこを書いているので、一番最後にしていただけたらなと思います。

意見は、県知事に出しますけれども、記者発表とかして、それで県民の皆様にも投げていきたいということ、ずっとこの委員会で皆様も言っていたわけですから。いろいろ紆余曲折した中で、ここは、最後にさせていただければなと思います。それはよろしいですか、はい。では私のはとにかく一番最後で、あとは名簿順でということ。

あと、気になったので、田口さん。この公共事業、個人意見とかタイトルをちょっと、いろいろご自身に合ったように。

あと塩原さんも、建設に関する意見書ではなくて意見とか、ご自身の一番いいタイトルを、工夫される形の方がいいかなと思いますね。

これは私の方に、事務局の方にご提出いただいたという時点で、こう書かれたと思うので。いかに皆様のご自身の意見をお見せするかということでのことをお願いします。

内山さんは、全部そろった時点で、通しのページを振りますけれども。それぞれが、ページが入っているのはいいですけども、とにかくこの日付だけ消して、あと委員というのも消して、皆さん、委員というのも消して、お名前だけでということでもいいですよ。

それがまとまればいいでしょうか、あとほかに何か。

石澤委員

せっかく、これ皆さんご努力されてそれなりのものがまとまると思うんですが。それを県に提出して県のホームページに載せていただくと。それで、ただ、要するに県のホームページだけで載せていた場合に、もちろん県だって次から次といろいろなものが出てくるわけで、WEBの容量の問題もあって、時期が来たら適当にどこかから消えてくる形になるわけで。でも、私たちとしては多分、この次にこういうような問題が起きないようにという意味で書くわけですから、例えば1カ月なら1カ月、3カ月なら3カ月、WEBページに載せたからそれでおしまいという問題でもないような気がするんですね。

ですから、県のページとしてはクローズされていても、どこかを見ればこれが見られるという状態をどこかに確保したいなということをちょっと考えていまして、掲載することについてのご了承をいただけないでしょうかと。

福田委員長

そうですね。皆様、それぞれこれをやっているということで、それぞれのホームページとかを持たれている場合は、そこで載せるということ。PDF全体を。自分の意見だけ載せるのではなくて、これを全員のをまたみんな載せていくというのが一つの手ですから。

石澤委員

そうですね、自分の意見はいいんですが。全員の意見を載せることに対しての許可をいただきたいということです。

福田委員長

それは重要なことだと思うんです、いかがでしょうか。私もそれだったら自分のところにも載せますし、皆さん載せられると思いますね。それは委員の間では問題ないですよ。だから、PDF化したものをどうすればいいんでしょうか。

石澤委員

だから一たん委員長がPDFへ、どなたか、PDF化するのはどなた。県、ではそれをすべてのファイルを一度全員に送っていただければ、それで済む話だと思います。

福田委員長

可能ですか、PDF化した時点のものを委員の方に送っていただく。だから掲載しましたというか、PDF化できましたという時点では、一応委員会は終わっていますけれども、ご連絡いただいて送っていただくと。

事務局（手塚技術管理室長）

それはできます。

福田委員長

わかりました。では提出して、4月の10日ぐらい、連休前ぐらいには送っていただいて。委員会としては終わっていますけれども、それを私の方からまた皆さんの方へお送りしてということにいたしたいと思います。

それは、私の方でも、県の中でもご異動とかがあるかもしれませんが、土木部の方にそれは言っておきます。

保母委員

いいですか。一つ一つの文章の最初のところ、どういったらいいかな。

それぞれの番号を振っておいた方がいいでしょうね。個別意見というか、どういったらいいでしょうか。いずれにしる番号を、ナンバーがあった方が統一しやすいと。

それと、ただPDFでやるとしても、ちょっと見ていて、あまりにも一人一人がばらばらの形で、県のホームページの体裁というか、最近のはやりでいうと品格がこの委員会を壊すようじゃまずいので、このあたりをどうするか、ちょっと考えなくてはいけないかなとも思うんですけれども。それは個性だといえば・・・

石澤委員

要するにだれかがやらなければまずいですね。提出したから自分でやるんだというのなら別なんですけれども。自分で気をつけて、もう一度直して提出するんだっいたらいいんですけれども。自分の書いたものですから。

保母委員

いや、石澤先生のところの学生が、こういうのが非常に好きな人がおるとか。

福田委員長

せめて、1と(1)と とか、それだけでも違うかなと思うんですね。

保母委員

そう、ちょっとあまりにも打ち方がいろいろだからね。これちょっと歩み寄りをしてもらえると、委員同士でね。

福田委員長

そうですね、本編でも例えば、本編は私が見ますけれども、例えば小さな1、(1)とありますけれども。わかりやすくするために、1、(1) ぐらいにして、そこに合わせて皆さんも、もう1、(1) とかにしていただくのも一つかなと。

ただ、私がそこを1とかと書かなかった理由は、これ1、2とか大きく分けるまでもないなというのもあって、黒丸になっていったんですが。ちょっとそこは難しかったんです。どうしましょうね。

一応基本は、1、(1) ぐらいにして、もうそうやって決めてつくるといふことの方がいいでしょうかね。どうでしょう。

保母委員

県としてはあまりばらばらなやつを、私が県の立場だったら、あまりにそうばらばらのやつを出したくないと思うけれども。なかなか言えない立場だろうから、おそらく。

そうしてもらえれば・・・いや、そこまで言っていませんよ。いえ、そこまで言っていないけれども、いや、そうした方が、いやあまりばらばらのやつが、一緒にまとまって出るのもどうかかなと思っているんですよ。

事務局（赤羽主任専門指導員）

県が、そこへいろいろ編集したりすると個性もなくなるのかなという気がしますし、PDFの方がいいんじゃないでしょうかね、そう思いますけれども。

福田委員長

手書きの方もいるので、PDFでということなんですけれども。だから・・・

石澤委員

とりあえず、幾つかそろえるか やらなくてもいいですから。

福田委員長

わかりました。本当は私だけがゴシックでやっているの、それは明朝に直します。

石澤委員

できれば、努力目標は使った方がいいですね。

福田委員長

一応決めますか、それでフォント・・・

石澤委員

直すだけですから。

福田委員長

そうですね。今いらっしゃらないんですけれども、私、この青山先生のも・・・

石澤委員

その方がいいでしょう。

福田委員長

では決めます。フォントは10だとちょっと読まれる方で小さいとか、いろいろな方が読まれることがあると思うので。10.5とか11とか。12はちょっと大きい、伸びてしまってどんどんまたページが増えてしまうので。11ですか、はい。フォントは。

それで11、明朝にしましょうか。それでゴシックはMSゴシックでも、MS Pゴシックでも、その辺は強調するときこそこまでは問わないということで。基本はもう明朝で、フォントが11で。

あと、田口さんみたいに端っこの設定が結構きつきつとかあるので、これはせめて20ぐらいですか。20・20の上、下。両端ですね、両端上下、せめて20はあけると。左右上下。それ全部、私がまとめてメールで流しますけれども。あとは字体と、ボリューム的には、必然的に決まってくると。行数ですね。行数はどんなものでしたか。40掛ける・・・

福田委員長

40・・・どのぐらいでやられていますか。

石澤委員

私は30・40ですけれども。

保母委員

40で、行数は36です。

梶山委員

僕は通常35から40でやっていますが、これは枚数が足りないですね。

福田委員長

私は40・・・

保母委員

梶山さんぐらいのだったら読みやすいと思いますけれども。

福田委員長

そうですね。梶山先生はいくつでしたか。

梶山委員

これはちょっと枚数が足りないので詰めましたけれども。普段は、裁判用は全部35です。

福田委員長

これが詰められているわけですね。わかりました、これが詰められていると。多分、では40掛ける40、多分43ぐらいかな。40掛ける、私のでこれが40だから・・・40掛ける40ぐらいでいいんじゃないかなと思いますが。

石澤委員

マージンは20ですね。

福田委員長

40掛ける40ぐらいで。多分11ポイントで大丈夫だと思います、明朝だったら。あとはもう強調するところとか、タイトルの入れ方として、1と(1)と、これ本編もそうします。1と(1)と、その下が、もうシンプルにそういうふうにいたしますので、あとはもうそこら辺だけ統一して。

では1と、1 - 1と(1)、1と1 - 1と、と言いますのは、これをちょっと意識したんですけれども、本編の総論ですね。1と1 - 1と(1)、ここが小さい1だとちょっとあれなんで。1と1 - 1として(1)というんだったらわかりやすい・・・そこは本編は私の方で編集しますので。

石澤委員

1行、40まで入りますか。

福田委員長

入ります。1ページ40でいいかなというか。行数ですか、私は実は43を入れているんです。

保母委員

1行35字と、これでいきましょう。みんな弁護士になったと思って。

福田委員長

結構たばたばですよ。というか、20・20でやっているんですね。多分35の場合は、25・25だと思うんです、両端が。

梶山委員

いや、僕は30あけています。

福田委員長

30あけていますか。

保母委員

そう、それぐらいあけますね。

福田委員長

12ポイントですよね・・・たばたばになります。12ポイントとちょっと大きいですよね。

私、40・40の11ポイントで。11ポイントで40・40で、上下左右20であけるといふことで。ぎちぎちの人がいるので、最低20あけるといふことで。それで、1と1 - 1と(1)でいくと。これは今日帰ってメールで流しますので、フォーマット。もう絶対これでなければいけないということではなくて、大体それに

そろえてくださいということで。それでお名前だけで委員なしとか、そういうことも全部つけますので。あとは通しとか、それは私の方でやります。

内山さんは、ホワイトで消すとか、原本をちょっと県の方へ送っておいていただければということですね。

ということで、大体こう決まってしまったんですけれども。一応タイトルと、あと各論の出し方ですね。全部一応、気になっていたのは終わったんですけれども。本編の役割分担も終わったんですけれども。何かございますか。

よろしいですか。あとは平松先生と高木先生が、ちょっと遅れてですけれども提出いただくと。特にほかに何か、そうしたらもう委員会は2時半ぐらいで終わるんですが。

ただ、ちょっと休憩いただいて、私から記者会見場をとってこようかなとも思ったりもしますし、28日、どうしましょう。もう一応終わりますか。休憩しましょうか。

お待ちいただけますか。では休憩。一応全部決まったということで、では15分ください、ちょっと行ってきますので、休憩ということで。3階ですか、内山さん・・・一緒に来てください。

(休憩後)

福田委員長

・・・ちょっと青山先生まだお見えになっていないんですけれども。これだけお伝えして、確認したらもう一応閉会ということになると思いますが。

3月28日に14時から。だからその前に知事、または代理の県の方に提出して、14時にその会場で1時間、14時から15時という形で発表をさせていただくということになりました。

それで、今、出欠といっても、どうしましょう、出られる人はみんな出るという形なのか、それとも決めた方がいいんでしょうか。個別で言いたい方とか、どうしましょう、出る方は。私もどなたが来るかわからないという状況だと、困るんですけれども。

中村委員

遅れて出席して恐縮ですが、それぞれ個別の意見もありますけれども、時間の関係もありますので、総論として委員長が代表してやってもらえればいいんじゃないですか。

福田委員長

議論で個別に言いたい方もいるということだったので。委員会の次はそうですね。

中村委員

そういう意見もあると思いますが、個別の意見を言い出したらキリがない。私は、委員会として総論を発表するべきだと思いますし、委員長が・・・。

福田委員長

わかりました。保母先生は、やっぱりたたきとかつくっていただいているので、やはり・・・

保母委員

委員長のところで代弁してもらってね。そうするのが一番いいでしょう。介護人というか、そうですね、いろいろ質問が出て、これどうかという、ちょっとそれ調整しますけれどもね。

実は前の日まで北海道において、28日は午後か夕方から東京で会議なんですよ。もう一度29日は北海道へ帰るけれども、別に北海道に住んでいるんじゃないんだけど。それで、それできるかもしれないので、ちょっと調整はしてみますけれどもね。

福田委員長

一応14時から15時ということで。そうですね、時間的な面とかというのがありますので。その調整をして、先ほどあった個別についてのところで、一緒にやってしまえばということだったんですけれども。梶山先生が、そういうふ

うに言われた方も出られないということなんですが、どうしたらいいですか。

保母委員

個別でしょう、個別の問題はそのときに配付はしておいて、ではいろいろ聞きたい点があれば、ぜひ各メンバーのところに問い合わせてくださいということで処理した方が一番いいんじゃないですか。

福田委員長

わかりました。よろしいですか、はい。

保母委員

それで、あまりその委員会としてそこまで対応すると、先ほど中村委員の方が言われたような問題が出てきますのでね。

福田委員長

では、個別のことについては、これを配付しますので、個々の委員さんにお尋ねくださいということでやらせていただきます。

それで、一応、私と今回執筆でご注力いただいた保母先生とで調整させていただきたいと思います。それでよろしいですか。

はい、ではこの個別についての締め切りだけ決めさせてください。

総論の方が27日にバタバタとやることになると思うので、各論はできる時から私の方に。内山さんのは県に送っておいていただいて。それで、手があいたときから対応したいと思うんですけども。大体皆さん変わらないと、中身的には変わらないと思うんですが。一応のところ21日金曜日でもよろしいですか。高木先生、大丈夫ですか。

ではちょっと遅れられている平松先生と高木先生、あと修正の方も21日金曜日までに、では締め切りということで個別はお願いします。それもちょっとメールで流そうと思います。ではよろしくお願ひいたします。

今日は長いこと、どうもありがとうございました。予定よりも随分早く終わることができて、1年間、2年間にわたって、県の案件、依頼された案件とい

う形でも一生懸命やっただきましたし、また浅川ということで、いろいろ紆余曲折しましたけれども、皆様にいろいろご議論いただいて、県とも真摯に議論できたのではないかと思います。

私の力不足もありましてなかなかうまく進行できなかったこと、本当おわび申し上げますけれども。本当に長いこと、どうもありがとうございました。

事務局（赤羽主任専門指導員）

本日は、年度末の大変忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

平成19年度における本委員会につきましては、本日が最終回となります。本来ですと、県再評価委員会の委員長であります腰原副知事がまいりまして、皆様にお礼を申し上げるべきところでございますけれども。公務のために失礼をさせていただきます。かわりまして、北沢土木技監よりごあいさつを申し上げます。

北沢土木技監

土木技監の北沢でございます。福田委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、年度末大変お忙しい中、午前中から長時間にわたり熱心なご議論いただきありがとうございました。また、さる2月18日には、県の再評価案に対する意見書をいただき感謝申し上げます。

さて委員会の皆様方には、平成18年度、あるいは本年度より本委員会の委員にご就任いただき、ご審議をいただいたところでございます。とりわけ本年度は、今回を含む6回の委員会と現地調査により、平均月1回の頻度でご審議、ご検討をいただき、本県の公共事業に対しさまざまなご意見、ご指摘をいただきましたことに、改めて感謝を申し上げます。

今後は皆様方からのご意見を踏まえまして、引き続き公共事業の透明性を確保するとともに、適正かつ効率的な事業執行に努め、県民の期待にこたえてまいりたいと考えております。

最後となりますが、委員の皆様方のご健康と今後のますますのご活躍をご祈念申し上げ、御礼の言葉にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

ました。

事務局（赤羽主任専門指導員）

以上をもちまして、平成19年度長野県公共事業評価監視委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。